14. 東北学院大学文学部履修細則

2020年度以降入学生適用

(趣 旨)

第1条 この細則は、東北学院大学学則(以下「学則」という。)第21条の規定に基づき、履修等に関して必要な事 項を定める。

(卒業要件)

第2条 卒業の資格を得るためには、次に掲げる授業科目から124単位以上の単位を修得しなければならない。

英文学科

	TG	人間的基礎		10	
教養教育科目	ベーシック	知的基礎		8	34
学科教養科目				16	
地域教育科目	(必修科目)				2
お 日 芸 利 ロ	第1類			4	C
外国語科目	第2類			2	6
		必修科目	4		
	第1類	選択必修科目	4 20		
		必修科目を除く科目	12		
+ 111 4 4 4 4		必修科目	12	2	
専門教育科目	第2類~	i~ 専修分野必修科目 ^{注2} 12		4.0	62
第4類 ^{注1} 必修科目及び専修分野 必修科目を除く専修分 野科目 ^{注3}				40	
	第7類			2	
外国語科目第2類 地域教育科目 保健体育科目 専門教育科目第1類〜第6類 他学部・他学科開講専門教育科目 単位互換の協定を締結している他大学開講科目					20
		合計			124

注1. 英文学科に所属する学生は、第2学年次から英米文学分野、英語学分野又は英語コミュニケーション分野の中から一つを選択して専修する。 注2. 「専修分野必修科目」は、専修する分野(英米文学分野、英語学分野又は英語コミュニケーション分野)の必修科目 注3. 所属分野の選択科目

総合人文学科

	TG	人間的基礎	10	
教養教育科目	ベーシック	知的基礎	8	34
	学科教養科目	1	16	
地域教育科目	(必修科目)			2
り回転到日	第1類(必修科目) 4			
グト国苗作日	外国語科目 第2類			
	第1類			
専門教育科目	専門教育科目 第2類~第4類 38			
	第5類~第7類 12			
地域教育科目 保健体育科目 専門教育科目 他学部・他学	 			28
		合計		124

歴史学科

教養教育科目	TG	人間的基礎	10		
	ベーシック	知的基礎		34	
	学科教養科目	1	16		
地域教育科目	(必修科目)			2	
り回転利口	第1類(必何		4	C	
外国語科目	第2類		2	6	
	第1類(演習	到)	12		
丰田松 老利日	第 2 類 (講義) 32			56	
専門教育科目	第3類 (講読·実習) 8				
第4類(隣接科目) 4					
保健体育科目 専門教育科目 他学部・他学	 1類及び第 2 			26	
		合計		124	

教育学科

	TG	人間的基礎	10	
教養教育科目	ベーシック	知的基礎	10	30
	学科教養科目		10	
地域教育科目	(必修科目)			2
お 国新利 ロ	第1類		4	6
外国語科目	第2類		2	6
	第1類 (教育学)	必修科目8単位を含む	12	
	第2類 (児童教育)	必修科目22単位を含む	26	
専門教育科目	第3類 (英語教育)	必修科目24単位		84
导门叙目作日	第4類 (異文化理解教育)	必修科目6単位	6	04
	第5類 (教職実践)		10	
	第6類 (演習·卒業研究)	必修科目6単位	6	
地域教育科目 外国語科目第2類 保健体育科目 専門教育科目第1類から第5類 教職等に関する科目 他学部・他学科開講専門教育科目 単位互換の協定を締結している他大学開講科目				
中世五次の励ルを抑和している他人子開神行日 合計				
口印				

(進級要件)

第3条 第3学年次への進級の資格を得るためには、次に掲げる授業科目及び単位を修得しなければならない。

英文学科

教養教育科目及び地	合計24単位以上
外国語科目第1類及	4 単位以上
専門教育科目	16単位以上
合	44単位以上

総合人文学科

教養教育科目及び地:	合計32単位以上
外国語科目	4 単位以上
専門教育科目	8単位以上
e e	44単位以上

歷史学科

教養教育科目及び地	合計30単位以上
外国語科目第1類及	4 単位以上
専門教育科目	2単位以上
导门教育符日	16単位以上
合	52単位以上

教育学科

教養教育科目及び地:	合計20単位以上
外国語科目第1類及	4 単位以上
専門教育科目	16単位以上
合	40単位以上

(教職課程)

第4条 教育職員免許状授与の資格を得るためには、学則第21条別表第2及び第30条別表第3に従い、所定の単位を 修得しなければならない。

(資格)

第5条 英文学科、総合人文学科又は歴史学科において学芸員、司書、社会教育主事及び司書教諭の資格を得ようとする者並びに教育学科において司書及び司書教諭の資格を得ようとする者は、学則第31条の2(別表第4、第4の2、第4の3及び第4の4)のうちからそれぞれの資格取得のために必要な授業科目及び単位を修得しなければならない。 2 司書教諭の資格を得ようとする者については、教育職員免許状授与の所要資格を得なければならない。

(開講科目及び期間)

第6条 開講科目は、次の各号に掲げる名称に応じ、当該各号に定める期間を意味する。

- (1) 通年開講科目 1年間継続の講義
- (2) 前期開講科目 前期開講前期完結講義
- (3) 後期開講科目 後期開講後期完結講義
- (4) 臨時開講科目 集中講義等

(授業科目)

第7条 授業科目は、次の各号に掲げる名称に区分けされる。

- (1) 必修科目 (所属する学科において必ず修得しなければならないもの)
- (2) 選択必修科目(数科目のうちから選択し、各学科所定の単位を必ず修得しなければならないもの)
- (3) 選択科目 (学生が自由に選択修得するもの)
- (4) 自由科目 (修得しても卒業所要単位に含まれないもの)
- (5) 資格科目(各学科課程表に定める資格に関する科目をそれぞれに定められた単位の修得をしなければならないもの)

(開講基準)

第8条 授業科目は、学部が定める学年次に開講する。ただし、選択科目は、年度により開講しないことがある。

(受講の制限)

第9条 各講義は、その内容、教室の都合により、受講資格を限定し又は、受講人数を制限することがある。

(履修登録上の制限)

- 第10条 1年間に履修登録できる単位数の上限は、英文学科、総合人文学科及び歴史学科の学生は、第1学年次から第 3学年次を40単位、第4学年次を46単位とし、教育学科の学生は第1学年次から第3学年次を44単位、第4学年次 を48単位とする。ただし、外国語科目第3類及び資格科目については、上限を超えて履修することができる。
 - 2 前項の規定にかかわらず、編入学生、転学部・転学科生等は、必要な指導を経たうえで、46単位まで履修登録をすることができる。
 - 3 第1項の規定にかかわらず、第2学年次又は第3学年次の学生(教育学科の学生は除く)は履修登録をする前年度の年間GPAが3.0以上の場合は、44単位まで履修登録をすることができる。

(選択受講及び講義指定)

第11条 同一授業科目につき、2つ以上の講義が開講されているときは、選択して受講しなければならない。ただし、 受講すべき講義が特に指定されているときは、この限りではない。

(履修登録及び履修辞退)

第12条 講義を受けようとする者は、履修登録を別に定める期間中に行わなければならない。

- 2 前項の期間中に履修登録を行わない者は、受講することができない。
- 3 授業科目の履修登録は、学年の始めとする。ただし、後期に修正登録をすることができる。
- 4 期間外に履修登録を変更又は追加することはできない。
- 5 1年間に同じ授業科目を2つ以上履修登録することはできない。
- 6 他キャンパス開講科目を受講する場合は、受講する前後の1コマを移動時間としてあけなければならない。この 場合において、礼拝時間及び昼休み時間は、移動時間として認めない。
- 7 履修辞退は定められた期間内に行うものとし、取扱いについては別に定める。

(外国人留学生及び帰国生の履修)

- 第13条 外国人留学生及び帰国生の履修については、本則を準用するほか、次により10単位までを外国人留学生及び帰国生の科目についての単位で代えることができる。
 - (1) 日本事情A・日本事情Bは教養教育科目学科教養科目の各2単位、日本事情Cは保健体育科目の体育講義の2単位
 - (2) 日本語 I Aは外国語科目第1類英語 I Aの1単位、日本語 I Bは外国語科目第1類英語 I Bの1単位、日本語 II Aは外国語科目第1類英語 II Aの1単位、日本語 II Bは外国語科目第1類英語 II Bの1単位

(転学部、復学、再入学及び年度を超えた復籍をした者の履修)

第14条 転学部、転学科、再入学及び年度を超えた復籍をした者の履修は、当該学年の学科課程表及び履修細則を適用 する。ただし、休学者が復学した場合は、休学時の学科課程表及び履修細則を適用する。

(編入学生の履修)

第15条 編入学生の履修については、編入年次の学科課程表及び履修細則を適用する。

(単位の認定)

- 第16条 1つの授業科目を履修した者に対しては試験等を行い、合格した者に所定の単位を与える。
 - 2 既修得科目として認定した科目については、再度履修登録しても所定の単位は与えない。

(編入学生及び転学部生の単位認定)

- 第16条の2 編入学前の大学又はこれと同等の学校で修得した単位については、文学部教授会の議を経て学部の単位として認定することがある。この場合において、単位認定は、別表1に従い、包括認定を行うものとする。
 - 2 転学部生の単位認定については、前項を準用する。

(新入生の既修得単位の認定)

第17条 大学又は短期大学を卒業又は中途退学し、新たに本学部の第1学年次に入学した学生の既修得単位は、60単位を限度として認定することがある。

(他の大学又は短期大学における授業科目の履修)

- 第17条の2 在学中に単位互換の協定を締結している他大学開講科目を履修し、単位を修得した場合には、学則第24条の3第1項に基づき、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。
 - 2 学則第24条の3第2項の規定に基づき、学則第13条に定める留学において修得した単位については、その全て又は一部につき、本学における授業科目の履修とみなし単位を与えることができる。
 - 3 学則第24条の3第2項の規定に基づき、学則第13条に定める留学において修得した単位のうち、前項によって与えられた単位数を差し引いた部分については、第1項を適用し、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。
 - 4 前3項の規定により修得した単位の取扱いについては、学則の定めによるものとする。
 - 5 第1項、第2項及び第3項の規定により修得した単位は、第17条及び学則第24条の5により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(大学以外の教育施設等における学修の単位認定)

- 第17条の3 総合人文学科及び歴史学科において、本学が指定する英語の検定試験で一定の成績を修めた者が、所定の期間内に単位認定の申請手続を行い、その申請が認められた場合、学則第24条の5第1項に基づき、これを本学における授業科目の履修とみなし、外国語科目第1類英語IA、英語IB、英語IIA及び英語IIBのうち未履修科目2単位まで、単位を与えることができる。この場合において、単位認定された科目の成績評価は、別表2に基づき行う。
 - 2 前項に定める申請は、申請を受け付ける月の1日から遡って24か月以内に認定された検定試験に限り、在学中1度のみとする。ただし、認定証に認定日の記載がない検定試験については、受験日を認定日とみなすことができる。
 - 3 総合人文学科及び歴史学科においては、実用フランス語技能検定、ドイツ語技能検定、中国語検定及びハングル検定は、学則第24条の5第1項の規定に基づき、これを本学における授業科目の履修とみなし、実用フランス語技能検定3級、ドイツ語技能検定3級、中国語検定3級及びハングル技能検定3級以上を取得して単位認定の申請を行い、その申請が認められた場合、必要な指導を受けたうえで、外国語科目第2類の当該外国語科目IBの単位を与えることができる。
 - 4 既に外国語科目第2類のいずれか1科目の単位を修得している場合において、単位修得していない外国語第2類

につき前項と同様に扱う。

5 第1項に基づいて1年次に英語ⅡA及び英語ⅡBの単位が認められた場合は、第2学年次の履修科目登録において、登録上限単位数にこの2科目の単位を含めないものとする。

(卒業見込証明書の発行)

第18条 第3学年次末における卒業に関わる修得単位数が78単位以上の者については、卒業見込証明書を発行する。

(専修及び副専修)

- 第19条 英文学科は、卒業要件を満たした場合には所属分野の「専修」修了を認め、所属分野以外の特定分野の第2類 ~第4類選択科目を20単位以上履修した場合には当該分野の「副専修」修了を認める。
 - 2 総合人文学科は、専門教育科目第2類(思想・哲学分野)、第3類(文化・芸術分野)又は第4類(宗教・神学分野) のいずれかの類で26単位以上を修得した者について、当該分野の「専修」修了を認める。
 - 3 歴史学科は、日本史、アジア史、ヨーロッパ史、考古学及び民俗学各分野において「総合演習」、「論文演習」、「専門講読」、「実習」及び「諸問題」の中から、同一分野の科目を合わせて16単位以上修得すれば、当該分野の「専修」修了を認める。この場合において、歴史学科専修終了当該科目一覧は以下の表に定めるとおりとする。

歴史学科専修修了該当科目一覧表

日本史分野	アジア史分野	ヨーロッパ史分野	考古学分野	民俗学分野
日本史総合演習 I	アジア史総合演習Ⅰ	ヨーロッパ史総合演習 I	考古学総合演習 I	民俗学総合演習 I
日本史総合演習Ⅱ	アジア史総合演習Ⅱ	ヨーロッパ史総合演習Ⅱ	考古学総合演習Ⅱ	民族学総合演習Ⅱ
日本史論文演習 I	アジア史論文演習 I	ヨーロッパ史論文演習 I	考古学論文演習 I	民俗学論文演習 I
日本史論文演習Ⅱ	アジア史論文演習Ⅱ	ヨーロッパ史論文演習Ⅱ	考古学論文演習Ⅱ	民俗学論文演習Ⅱ
日本史専門講読 I	アジア史専門講読 I	ヨーロッパ史専門講読 I	考古学実習 I	民俗学実習 I
日本史専門講読Ⅱ	アジア史専門講読Ⅱ	ヨーロッパ史専門講読Ⅱ	考古学実習Ⅱ	民俗学実習Ⅱ
日本史専門講読Ⅲ	アジア史専門講読Ⅲ	ヨーロッパ史専門講読Ⅲ	考古学実習Ⅲ	民俗学の諸問題 I
日本史の諸問題 I	アジア史の諸問題Ⅰ	ヨーロッパ史の諸問題 I	考古学の諸問題 I	民俗学の諸問題Ⅱ
日本史の諸問題Ⅱ	アジア史の諸問題Ⅱ	ヨーロッパ史の諸問題Ⅱ	考古学の諸問題Ⅱ	

(大学院科目の履修)

- 第20条 歴史学科の第4学年次の学生は、別に定める要件を満たせば、当該年度に開講される大学院文学研究科ヨーロッパ文化史専攻及びアジア文化史専攻の講義科目を履修することができる。ただし、学部の卒業単位としては認定されず、大学院文学研究科ヨーロッパ文化史専攻又はアジア文化史専攻に進学した際に、前期課程修了に必要な単位として認定される。
 - 2 前項の詳細は、実施要項に定める。

(原級止者の履修)

- 第21条 文学部英文学科、総合人文学科、歴史学科又は教育学科の原級止者(以下原級止者という。)は、進級不足単位が32単位以下の者に限り、原年次未修得科目の他に、原級止の年次に限り次年次の学科目を履修することができる。 ただし、原年次未修得科目を優先して履修しなければならない。
 - 2 原級止者が履修しうる次年次学科目の総単位数は、第11条に定める学年次履修登録単位制限40単位以内において、16単位を限度とする。
 - 3 前項に定める16単位の次年次学科目は、第4条に定める進級要件には含まない。
 - 4 原級止者が履修できる次年次学科目は、必修科目、選択必修科目及び資格科目は含まない。
 - 5 原級止者が次年次の学科目を履修する場合は、学務係に届け出て許可を受けなければならない。

(改 廃)

第22条 この細則の改廃は、文学部教授会の議を経て学長が行い、常務理事会に報告するものとする。

附則

この細則は、2020年4月1日から施行する。

附 則(令和3年10月15日改正第144号)

この細則は、2021年10月15日から施行し、2021年4月1日から適用する。

別表1 編入学生の包括認定について (第16条の2関係)

○英文学科 第3学年次

単位数 科目区分	卒業要件単位	包括認定単位	編入学後に修得が 必要な卒業単位	備考
教養教育科目	34	32	2	キリスト教学A~Dを除いて32単位を認定
地域教育科目	2	2	0	
外国語科目 第1類	4	4	0	
外国語科目 第2類	2	2	0	
専門教育科目 第1類 必修科目·選択必修 科目	8	8	0	英語発音学 I・II と Integrated English I・II の 8 単位を認定
専門教育科目 第1類 選択科目	12	0	12	
専門教育科目 第2類~第4類 必修科目	12	4	8	各分野の3つの概説科目の中で、1つの概 説を認定
専門教育科目 第2類~第4類 専修分野必 修科目	12	0	12	選択した分野の講読Ⅰ・Ⅱ、演習Ⅰ~Ⅳの 12単位を履修
専門教育科目 第2類~第4類 選択科目	16	0	16	専修分野から16単位を履修
専門教育科目 第5類·第6類 選択科目	0	0	0	
専門教育科目 第7類 必修科目	2	0	2	卒業論文・卒業試験のうち1科目を選択
外国語科目第2類、保健体育科目、専門教育 科目第1類〜第6類、他学部・他学科開講専 門教育科目、単位互換の協定を締結している 他大学開講科目	20	4	16	
合計	124	56	68	

※読替6単位(対応科目があれば包括認定に加える)

○英文学科 第2学年次

単位数 科目区分	卒業要件単位	包括認定単位	編入学後に修得が 必要な卒業単位	備考
教養教育科目 TGベーシック 人間的基礎	10	6	4	
教養教育科目 TGベーシック 知的基礎	8	6	2	聖書を学ぶ又はキリスト教の歴史と思想を 含む26単位を認定
教養教育科目 学科教養科目	16	14	2	
地域教育科目	2	0	2	
外国語科目 第1類	4	2	2	
外国語科目 第2類	2	0	2	
専門教育科目 第1類 必修科目·選択必修 科目	8	0	8	
専門教育科目 第1類 選択科目	12	0	12	
専門教育科目 第2類~第4類 必修科目	12	0	12	
専門教育科目 第2類~第4類 専修分野必 修科目	12	0	12	選択した分野の講読Ⅰ・Ⅱ、演習Ⅰ~Ⅳの 12単位を履修
専門教育科目 第2類~第4類 選択科目	16	0	16	専修分野から16単位を履修
専門教育科目 第5類·第6類 選択科目	0	0	0	
専門教育科目 第7類 必修科目	2	0	2	卒業論文・卒業試験のうち1科目を選択
外国語科目第2類、保健体育科目、専門教育 科目第1類〜第6類、他学部・他学科開講専 門教育科目、単位互換の協定を締結している 他大学開講科目	20	0	20	
合計	124	28	96	

※読替3単位(対応科目があれば包括認定に加える)

○総合人文学科 第3学年次

単位数 科目区分	卒業要件単位	包括認定単位	編入学後に修得が 必要な卒業単位	備考
教養教育科目	34	32	2	キリスト教学A~Dを除いて32単位を認定
地域教育科目	2	2	0	
外国語科目 第1類	4	4	0	
外国語科目 第2類	2	2	0	
専門教育科目 第1類	4	4	0	
専門教育科目 第2類~第4類	38	0	38	
専門教育科目 第5類~第7類	12	0	12	
外国語科目第2類、保健体育科目、専門教育 科目、他学部・他学科開講専門教育科目、単 位互換の協定を締結している他大学開講科目	28	4	24	
合計	124	48	76	

[※]読替14単位(対応科目があれば包括認定に加える)

○歴史学科 第3学年次

単位数 科目区分	卒業要件単位	包括認定単位	編入学後に修得が 必要な卒業単位	備考
教養教育科目	34	32	2	キリスト教学A~Dを除いて32単位を認定
地域教育科目	2	2	0	
外国語科目 第1類	4	4	0	
外国語科目 第2類	2	2	0	
専門教育科目 第1類	12	0	12	
専門教育科目 第2類	32	0	32	
専門教育科目 第3類	8	0	8	
専門教育科目 第4類	4	0	4	
教養教育科目、地域教育科目、外国語科目、 保健体育科目、専門教育科目、他学部・他学 科開講専門教育科目、単位互換の協定を締結 している他大学開講科目	26	8	18	
合計	124	48	76	

[※]読替14単位(対応科目があれば包括認定に加える)

○歴史学科 第2学年次

<u> </u>				
単位数 科目区分	卒業要件単位	包括認定単位	編入学後に修得が 必要な卒業単位	備考
教養教育科目 TGベーシック 人間的基礎	10	6	4	
教養教育科目 TGベーシック 知的基礎	8	6	2	聖書を学ぶ又はキリスト教の歴史と思想を 含む18単位を認定
教養教育科目 学科教養科目	16	6	10	
地域教育科目	2	0	2	
外国語科目 第1類	4	2	2	
外国語科目 第2類	2	2	0	
専門教育科目 第1類	12	0	12	
専門教育科目 第2類	32	0	32	
専門教育科目 第3類	8	0	8	
専門教育科目 第4類	4	0	4	
教養教育科目、地域教育科目、外国語科目、 保健体育科目、専門教育科目、他学部・他学 科開講専門教育科目、単位互換の協定を締結 している他大学開講科目	26	2	24	
合計	124	24	100	

※読替7単位(対応科目があれば包括認定に加える)

別表2 (第17条の3関係)

	成績評価への換算スコア(上段は英語ⅠA、英語IB、下段は英語ⅡA、英語ⅡB)				
試験名称	90点 95点		100点		
	85点	90点	95点	100点	
ケンブリッジ英語検定	140 -	147 –	153 –	160 -	
実用英語技能検定 (一次+二次)	2級(1980-)	2級(2088-)	2級(2196-)	準1級(2304-)	
GTEC	960 -	1037 -	1113 -	1190 -	
IELTS	4.0 -	4.5 -	5.0 -	5.5 -	
TEAP	225 –	253 –	281 –	309 -	
TEAP CBT	420 -	480 -	540 -	600 -	
TOEFL iBT	42 –	52 –	62 –	72 –	
TOEIC(L&R)/TOEIC(S&W)	790 –	891 –	994 -	1095 —	

○単位制度とは

大学設置基準で1単位は45時間の学習を必要とするとあります。2単位であれば90時間です。

本学は1時限を2時間の授業時間と定めていますので、15回で30時間となります。

つまり、2単位であれば90時間から30時間を引いた60時間を授業以外で学習しなければなりません。15回の授業ですから、1回につき予習2時間、復習2時間が必要だということです。

これを事前、事後の学習と呼んでいます。

しっかりと予習、復習を行って、授業内容に理解に努めて下さい。

2019年度入学生のみ適用

(趣 旨)

第1条 この細則は、東北学院大学学則(以下「学則」という。)第21条の規定に基づき、履修等に関して必要な事 項を定める。

(卒業要件)

第2条 卒業の資格を得るためには、次に掲げる授業科目から124単位以上の単位を修得しなければならない。

英文学科

	TG	人間的基礎		10	
教養教育科目	ベーシック	知的基礎		8	34
	学科教養科目			16	
地域教育科目	(必修科目)				2
り回転利口	第1類			4	C
外国語科目	第2類			2	6
		必修科目	4		
	第1類	選択必修科目	4	20	
		必修科目を除く科目	12		
	第2類~ 第4類 ^{注1}	必修科目 12			
専門教育科目		専修分野必修科目 ^{注2}	12		62
		必修科目及び専修分野 必修科目を除く専修分 野科目 ^{注3}	16	40	
	第7類			2	
外国語科目第2類 地域教育科目 保健体育科目 専門教育科目第1類~第6類 他学部・他学科開講専門教育科目 単位互換の協定を締結している他大学開講科目					20
		合計			124
22-1 #	C 同斗 7 兴山 14 (4)	合計			

注1. 英文学科に所属する学生は、2学年次から英米文学分野、英語学分野又は英語コミュニケーション分野の中から一つを選択して専修する。 注2. [専修分野必修科目] は、専修する分野(英米文学分野、英語学分野又は英語コミュニケーション分野)の必修科目 注3. 所属分野の選択科目

総合人文学科

	TG	人間的基礎	10	
教養教育科目	ベーシック	知的基礎	8	34
	学科教養科目		16	
地域教育科目	(必修科目)			2
り回転利口	第1類(必何	多 科目)	4	C
外国語科目	第2類		2	6
	第1類		4	
専門教育科目	第2類~第4類 38			54
	第5類~第7	7類	12	
外国語科目第1類及び第2類 地域教育科目 保健体育科目 専門教育科目 他学部・他学科開講専門教育科目 単位互換の協定を締結している他大学開講科目			28	
		合計		124

歴史学科

	TG	人間的基礎	10	
教養教育科目	ベーシック	知的基礎	8	34
	学科教養科目	1	16	
地域教育科目	(必修科目)			2
お回海利口	第1類(必何	多科目)	4	6
外国語科目	第2類		2	
	第1類(演習	(演習) 12		
吉田北大利日	第2類(講義)			56
専門教育科目	第3類 (講読·実習) 8			
	第4類(隣接科目) 4		4	
教養教育科目 地域教育科目 外国語科目第1類及び第2類 保健体育科目 専門教育科目 他学部・他学科開講専門教育科目 単位互換の協定を締結している他大学開講科目				26
		合計		124

教育学科

TG ベーシック	人間的基礎	10		
ベーシック		10		
	知的基礎		30	
学科教養科目		10		
(必修科目)			2	
第1類		4	6	
第2類		2	О	
第1類 (教育学)	必修科目8単位を含む	12		
第2類 (児童教育)	必修科目22単位を含む			
第3類 (英語教育)	必修科目24単位	24	84	
第 4 類 (異文化理解教育)	必修科目6単位	6	04	
第5類 (教職実践)		10		
第 6 類 (演習·卒業研究)	必修科目6単位			
地域教育科目 外国語科目第2類 保健体育科目 専門教育科目第1類から第5類 教職等に関する科目 他学部・他学科開講専門教育科目 単位互換の協定を締結している他大学開講科目				
	- 1-2 - 7 - 7 - 7 - 7 - 7 - 7 - 7 - 7 - 7 -		124	
	(必修科目) 第1類 第2類 第2類 第2類 第2類有) 第2類有 第3語類 (英3語類有) 第4類 第5類 第2世 第2 第2 第2 第3 第4 第4 第4 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第	(必修科目) 第1類 第2類 第1類 (教育学) 第2類 (教育学) 第2類 (児童教育) 第3類 (英語教育) 第3類 (英語教育) 第4類 (異文把解教育) 第5類 (教職実践) 第6類 (演習・卒業研究) 必修科目6単位 2類 第1類から第5類 3科目 計開講専門教育科目	(必修科目) 第1類 4 第2類 2 第1類 必修科目8単位を含む 12 第2類 必修科目22単位を含む 12 第2類 (教育学) 必修科目22単位を含む 26 第3類 (英語教育) 必修科目24単位 24 (英語教育) 必修科目6単位 6 第5類 (教職実践) が移り (教職実践) が移り (教職実践) が移り (教職実践) が移り (教職実践) があり がり (教職実践) がり (教験また) がり (

(進級要件)

第3条 3学年次への進級の資格を得るためには、次に掲げる授業科目及び単位を修得しなければならない。

英文学科

教養教育科目及び地	合計24単位以上	
外国語科目第1類及	4 単位以上	
専門教育科目	16単位以上	
合	計	44単位以上

総合人文学科

教養教育科目及び地	合計32単位以上	
外国語科目	4 単位以上	
専門教育科目	8単位以上	
合計		44 単位以上

歷史学科

教養教育科目及び地	合計30単位以上	
外国語科目第1類及	4 単位以上	
市 明 4 左 4 日	第1類	2単位以上
専門教育科目		16単位以上
合	計	52単位以上

教育学科

教養教育科目及び地	合計20単位以上	
外国語科目第1類及び第2類		4 単位以上
専門教育科目 第1類~第6類		16単位以上
合	40単位以上	

(教職課程)

第4条 教育職員免許状授与の資格を得るためには、学則第21条別表第2及び第30条別表第3に従い、所定の単位を 修得しなければならない。

(資格)

第5条 英文学科、総合人文学科又は歴史学科において学芸員、司書、社会教育主事及び司書教諭の資格を得ようとする者並びに教育学科において司書及び司書教諭の資格を得ようとする者は、学則第31条の2(別表第4、第4の2、第4の3及び第4の4)のうちからそれぞれの資格取得のために必要な授業科目及び単位を修得しなければならない。 2 司書教諭の資格を得ようとする者については、教育職員免許状授与の所要資格を得なければならない。

(開講科目及び期間)

第6条 開講科目は、次の各号に掲げる名称に応じ、当該各号に定める期間を意味する。

- (1) 通年開講科目 1年間継続の講義
- (2) 前期開講科目 前期開講前期完結講義
- (3) 後期開講科目 後期開講後期完結講義
- (4) 臨時開講科目 集中講義等

(授業科目)

第7条 授業科目は、次の各号に掲げる名称に区分けされる。

- (1) 必修科目 (所属する学科において必ず修得しなければならないもの)
- (2) 選択必修科目(数科目のうちから選択し、各学科所定の単位を必ず修得しなければならないもの)
- (3) 選択科目 (学生が自由に選択修得するもの)
- (4) 自由科目(修得しても卒業所要単位に含まれないもの)
- (5) 資格科目(各学科課程表に定める資格に関する科目をそれぞれに定められた単位の修得をしなければならないもの)

(開講基準)

第8条 授業科目は、学部が定める学年次に開講する。ただし、選択科目は、年度により開講しないことがある。

(受講の制限)

第9条 各講義は、その内容、教室の都合により、受講資格を限定し又は、受講人数を制限することがある。

(履修登録上の制限)

- 第10条 1年間に履修登録できる単位数の上限は、英文学科、総合人文学科及び歴史学科の学生は、第1学年次から第 3学年次を40単位、第4学年次を46単位とし、教育学科の学生は第1学年次から第3学年次を44単位、第4学年次 を48単位とする。ただし、外国語科目第3類及び資格科目については、上限を超えて履修することができる。
 - 2 前項の規定にかかわらず、編入学生、転学部・転学科生等は、必要な指導を経たうえで、46単位まで履修登録を することができる。
 - 3 第1項の規定にかかわらず、第2学年次又は第3学年次の学生(教育学科の学生は除く)は履修登録をする前年度の年間GPAが3.0以上の場合は、44単位まで履修登録をすることができる。

(選択受講及び講義指定)

第11条 同一授業科目につき、2つ以上の講義が開講されているときは、選択して受講しなければならない。ただし、 受講すべき講義が特に指定されているときは、この限りではない。

(履修登録及び履修辞退)

第12条 講義を受けようとする者は、履修登録を別に定める期間中に行わなければならない。

- 2 前項の期間中に履修登録を行わない者は、受講することができない。
- 3 授業科目の履修登録は、学年の始めとする。ただし、後期に修正登録をすることができる。
- 4 期間外に履修登録を変更又は追加することはできない。
- 5 1年間に同じ授業科目を2つ以上履修登録することはできない。
- 6 他キャンパス開講科目を受講する場合は、受講する前後の1コマを移動時間としてあけなければならない。この

場合において、礼拝時間及び昼休み時間は、移動時間として認めない。

7 履修辞退は定められた期間内に行うものとし、取扱いについては別に定める。

(外国人留学生及び帰国生の履修)

- 第13条 外国人留学生及び帰国生の履修については、本則を準用するほか、次により10単位までを外国人留学生及び帰国生の科目についての単位で代えることができる。
 - (1) 日本事情A・日本事情Bは教養教育科目学科教養科目の各2単位、日本事情Cは保健体育科目の体育講義の2単位
 - (2) 日本語 I Aは外国語科目第1類英語 I Aの1単位、日本語 I Bは外国語科目第1類英語 I Bの1単位、日本語 II Aは外国語科目第1類英語 II Aの1単位、日本語 II Bは外国語科目第1類英語 II Bの1単位

(転学部、復学、再入学及び年度を超えた復籍をした者の履修)

第14条 転学部、転学科、再入学及び年度を超えた復籍をした者の履修は、当該学年の学科課程表及び履修細則を適用 する。ただし、休学者が復学した場合は、休学時の学科課程表及び履修細則を適用する。

(編入学生の履修)

第15条 編入学生の履修については、編入年次の学科課程表及び履修細則を適用する。

(単位の認定)

- 第16条 1つの授業科目を履修した者に対しては試験等を行い、合格した者に所定の単位を与える。
 - 2 既修得科目として認定した科目については、再度履修登録しても所定の単位は与えない。

(編入学生及び転学部生の単位認定)

- 第16条の2 編入学前の大学又はこれと同等の学校で修得した単位については、文学部教授会の議を経て学部の単位として認定することがある。この場合において、単位認定は、別表に従い、包括認定を行うものとする。
 - 2 転学部生の単位認定については、前項を準用する。

(新入生の既修得単位の認定)

第17条 大学又は短期大学を卒業又は中途退学し、新たに本学部の第1学年次に入学した学生の既修得単位は、60単位を限度として認定することがある。

(他の大学又は短期大学における授業科目の履修)

- 第17条の2 在学中に単位互換の協定を締結している他大学開講科目を履修し、単位を修得した場合には、学則第24 条の3第1項に基づき、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。
 - 2 学則第24条の3第2項の規定に基づき、学則第13条に定める留学において修得した単位については、その全て又は一部につき、本学における授業科目の履修とみなし単位を与えることができる。
 - 3 学則第24条の3第2項の規定に基づき、学則第13条に定める留学において修得した単位のうち、前項によって与えられた単位数を差し引いた部分については、第1項を適用し、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。
 - 4 前3項の規定により修得した単位の取扱いについては、学則の定めによるものとする。
 - 5 第1項、第2項及び第3項の規定により修得した単位は、第17条及び学則第24条の5により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(大学以外の教育施設等における学修の単位認定)

- 第17条の3 総合人文学科及び歴史学科において、実用英語技能検定、TOEFL及びTOEICは、学則第24条の5 第1項の規定に基づき、これを本学における授業科目の履修とみなし、必要な指導を受けたうえで、実用英語技能検定2級以上、TOEFL (Internet-Based Total Score) 56点以上、TOEICスコア550点以上のいずれかを取得して単位認定の申請を行い、その申請が認められた場合、外国語科目第1類英語IIA及び英語IIBの単位を与えることができる。
 - 2 総合人文学科及び歴史学科においては、実用フランス語技能検定、ドイツ語技能検定、中国語検定及びハングル 検定は、学則第24条の5第1項の規定に基づき、これを本学における授業科目の履修とみなし、実用フランス語技 能検定3級、ドイツ語技能検定3級、中国語検定3級及びハングル技能検定3級以上を取得して単位認定の申請を

行い、その申請が認められた場合、必要な指導を受けたうえで、外国語科目第2類の当該外国語科目IBの単位を与えることができる。

3 既に外国語科目第2類のいずれか1科目の単位を修得している場合において、当該言語とは異なる外国語につき 前項に該当する場合も同様とする。

(卒業見込証明書の発行)

第18条 3学年次末における卒業に関わる修得単位数が78単位以上の者については、卒業見込証明書を発行する。

(専修及び副専修)

- 第19条 英文学科は、卒業要件を満たした場合には所属分野の「専修」修了を認め、所属分野以外の特定分野の第2類 ~第4類選択科目を20単位以上履修した場合には当該分野の「副専修」修了を認める。
 - 2 総合人文学科は、専門教育科目第2類(思想・哲学分野)、第3類(文化・芸術分野)又は第4類(宗教・神学分野) のいずれかの類で26単位以上を修得した者について、当該分野の「専修」修了を認める。
 - 3 歴史学科は、日本史、アジア史、ヨーロッパ史、考古学及び民俗学各分野において「総合演習」、「論文演習」、「専門講読」、「実習」及び「諸問題」の中から、同一分野の科目を合わせて16単位以上修得すれば、当該分野の「専修」修了を認める。この場合において、歴史学科専修終了当該科目一覧は以下の表に定めるとおりとする。

歴史学科専修修了該当科目一覧表

日本史分野	アジア史分野	ヨーロッパ史分野	考古学分野	民俗学分野
日本史総合演習 I	アジア史総合演習I	ヨーロッパ史総合演習 I	考古学総合演習 I	民俗学総合演習 I
日本史総合演習Ⅱ	アジア史総合演習Ⅱ	ヨーロッパ史総合演習Ⅱ	考古学総合演習Ⅱ	民族学総合演習Ⅱ
日本史論文演習I	アジア史論文演習Ⅰ	ヨーロッパ史論文演習 I	考古学論文演習 I	民俗学論文演習 I
日本史論文演習Ⅱ	アジア史論文演習Ⅱ	ヨーロッパ史論文演習Ⅱ	考古学論文演習Ⅱ	民俗学論文演習Ⅱ
日本史専門講読I	アジア史専門講読 I	ヨーロッパ史専門講読 I	考古学実習 I	民俗学実習 I
日本史専門講読Ⅱ	アジア史専門講読Ⅱ	ヨーロッパ史専門講読Ⅱ	考古学実習Ⅱ	民俗学実習 Ⅱ
日本史専門講読Ⅲ	アジア史専門講読Ⅲ	ヨーロッパ史専門講読Ⅲ	考古学実習Ⅲ	民俗学の諸問題 I
日本史の諸問題Ⅰ	アジア史の諸問題I	ヨーロッパ史の諸問題 I	考古学の諸問題 I	民俗学の諸問題Ⅱ
日本史の諸問題Ⅱ	アジア史の諸問題Ⅱ	ヨーロッパ史の諸問題Ⅱ	考古学の諸問題Ⅱ	

(大学院科目の履修)

- 第20条 歴史学科の4学年次の学生は、別に定める要件を満たせば、当該年度に開講される大学院文学研究科ヨーロッパ文化史専攻及びアジア文化史専攻の講義科目を履修することができる。ただし、学部の卒業単位としては認定されず、大学院文学研究科ヨーロッパ文化史専攻又はアジア文化史専攻に進学した際に、前期課程修了に必要な単位として認定される。
 - 2 前項の詳細は、実施要項に定める。

(原級止者の履修)

- 第21条 文学部英文学科、総合人文学科、歴史学科又は教育学科の原級止者(以下原級止者という。)は、進級不足単位が32単位以下の者に限り、原年次未修得科目の他に、原級止の年次に限り次年次の学科目を履修することができる。 ただし、原年次未修得科目を優先して履修しなければならない。
 - 2 原級止者が履修しうる次年次学科目の総単位数は、第11条に定める学年次履修登録単位制限40単位以内において、16単位を限度とする。
 - 3 前項に定める16単位の次年次学科目は、第4条に定める進級要件には含まない。
 - 4 原級止者が履修できる次年次学科目は、必修科目、選択必修科目及び資格科目は含まない。
 - 5 原級止者が次年次の学科目を履修する場合は、学務係に届け出て許可を受けなければならない。

(改 廃)

第22条 この細則の改廃は、文学部教授会の議を経て学長が行い、常務理事会に報告するものとする。

附則

この細則は、2019 (平成31) 年4月1日から施行する。

〔別表〕編入学生の包括認定について(第16条の2関係)

○英文学科 第3学年次

単位数	卒業要件単位	包括認定単位	編入学後に修得が	備考
科目区分	十未女日平位	已行応足平位	必要な卒業単位	₽ BHV
教養教育科目	34	32	2	キリスト教学A~Dを除いて32単位を認定
地域教育科目	2	2	0	
外国語科目 第1類	4	4	0	
外国語科目 第2類	2	2	0	
専門教育科目 第1類 必修科目・選択必修 科目	8	8	0	英語発音学 I・II と Integrated English I・II の 8 単位を認定
専門教育科目 第1類 選択科目	12	0	12	
専門教育科目 第2類~第4類 必修科目	12	4	8	各分野の3つの概説科目の中で、1つの概 説を認定
専門教育科目 第2類~第4類 専修分野必 修科目	12	0	12	選択した分野の講読 I · Ⅱ、演習 I ~Ⅳの 12単位を履修
専門教育科目 第2類~第4類 選択科目	16	0	16	専修分野から16単位を履修
専門教育科目 第5類・第6類 選択科目	0	0	0	
専門教育科目 第7類 必修科目	2	0	2	卒業論文・卒業試験のうち1科目を選択
外国語科目第2類、保健体育科目、専門教育 科目第1類〜第6類、他学部・他学科開講専 門教育科目、単位互換の協定を締結している 他大学開講科目	20	4	16	
合計	124	56	68	

※読替6単位(対応科目があれば包括認定に加える)

○英文学科 第2学年次

単位数 科目区分	卒業要件単位	包括認定単位	編入学後に修得が 必要な卒業単位	備考
教養教育科目 TGベーシック 人間的基礎	10	6	4	
教養教育科目 TGベーシック 知的基礎	8	6	2	聖書を学ぶ又はキリスト教の歴史と思想を含む26単位を認定
教養教育科目 学科教養科目	16	14	2	
地域教育科目	2	0	2	
外国語科目 第1類	4	2	2	
外国語科目 第2類	2	0	2	
専門教育科目 第1類 必修科目・選択必修 科目	8	0	8	
専門教育科目 第1類 選択科目	12	0	12	
専門教育科目 第2類~第4類 必修科目	12	0	12	
専門教育科目 第2類~第4類 専修分野必 修科目	12	0	12	選択した分野の講読Ⅰ・Ⅱ、演習Ⅰ~Ⅳの 12単位を履修
専門教育科目 第2類~第4類 選択科目	16	0	16	専修分野から16単位を履修
専門教育科目 第5類·第6類 選択科目	0	0	0	
専門教育科目 第7類 必修科目	2	0	2	卒業論文・卒業試験のうち1科目を選択
外国語科目第2類、保健体育科目、専門教育 科目第1類〜第6類、他学部・他学科開講専 門教育科目、単位互換の協定を締結している 他大学開講科目	20	0	20	
合計	124	28	96	

※読替3単位(対応科目があれば包括認定に加える)

○総合人文学科 第3学年次

単位数 科目区分	卒業要件単位	包括認定単位	編入学後に修得が 必要な卒業単位	備考
教養教育科目	34	32	2	キリスト教学A~Dを除いて32単位を認定
地域教育科目	2	2	0	
外国語科目 第1類	4	4	0	
外国語科目 第2類	2	2	0	
専門教育科目 第1類	4	4	0	
専門教育科目 第2類~第4類	38	0	38	
専門教育科目 第5類~第7類	12	0	12	
外国語科目第2類、保健体育科目、専門教育 科目、他学部・他学科開講専門教育科目、単 位互換の協定を締結している他大学開講科目	28	4	24	
合計	124	48	76	

[※]読替14単位(対応科目があれば包括認定に加える)

○歴史学科 第3学年次

単位数 科目区分	卒業要件単位	包括認定単位	編入学後に修得が 必要な卒業単位	備考
教養教育科目	34	32	2	キリスト教学A~Dを除いて32単位を認定
地域教育科目	2	2	0	
外国語科目 第1類	4	4	0	
外国語科目 第2類	2	2	0	
専門教育科目 第1類	12	0	12	
専門教育科目 第2類	32	0	32	
専門教育科目 第3類	8	0	8	
専門教育科目 第4類	4	0	4	
教養教育科目、地域教育科目、外国語科目、 保健体育科目、専門教育科目、他学部・他学 科開講専門教育科目、単位互換の協定を締結 している他大学開講科目	26	8	18	
合計	124	48	76	

[※]読替14単位(対応科目があれば包括認定に加える)

○歴史学科 第2学年次

単位数 科目区分	卒業要件単位	包括認定単位	編入学後に修得が 必要な卒業単位	備考
教養教育科目 TGベーシック 人間的基礎	10	6	4	
教養教育科目 TGベーシック 知的基礎	8	6	2	聖書を学ぶ又はキリスト教の歴史と思想を 含む18単位を認定
教養教育科目 学科教養科目	16	6	10	10 10 - 12 E 110 / C
地域教育科目	2	0	2	
外国語科目 第1類	4	2	2	
外国語科目 第2類	2	2	0	
専門教育科目 第1類	12	0	12	
専門教育科目 第2類	32	0	32	
専門教育科目 第3類	8	0	8	
専門教育科目 第4類	4	0	4	
教養教育科目、地域教育科目、外国語科目、 保健体育科目、専門教育科目、他学部・他学 科開講専門教育科目、単位互換の協定を締結 している他大学開講科目	26	2	24	
合計	124	24	100	

[※]読替7単位(対応科目があれば包括認定に加える)

○単位制度とは

大学設置基準で 1 単位は 45 時間の学習を必要とするとあります。 2 単位であれば 90 時間です。

本学は1時限を2時間の授業時間と定めていますので、15回で30時間となります。

つまり、2単位であれば90時間から30時間を引いた60時間を授業以外で学習しなければなりません。15回の授業ですから、1回につき予習2時間、復習2時間が必要だということです。

これを事前、事後の学習と呼んでいます。

しっかりと予習、復習を行って、授業内容に理解に努めて下さい。

2018年度入学生のみ適用

(趣旨)

第1条 本細則は、東北学院大学学則第21条の規定に基づき履修等に関して必要な事項を定めるものとする。

第2条 卒業単位は、124単位以上を修得しなければならない。

第3条 卒業の資格を得るためには、次に掲げる授業科目及び単位を修得しなければならない。

英文学科

	公 1 米石	人間的基礎		10	
教養教育科目	第1類	知的基礎		10	38
	第2類			18	
地域教育科目					2
お日まれ口	第1類			4	C
外国語科目	第2類			2	6
		必修科目	8		
	第1類	選択必修科目 (Integrated English I-VI)	4	20	
		必修科目を除く科目	8		
専門教育科目		必修科目	12		62
3113211111	第2類~	専修分野必修科目 ^{注2}	12	40	02
	第4類 ^{注1}	必修科目および 専修分野必修科目を 除く専修分野科目 ^{注3}	16	40	
	第7類			2	
外国語科目第2類 保健体育科目 専門教育科目第1類~第6類 教職等に関する科目、他学部・他学科開講専門教育科目 単位互換の協定を締結している他大学開講科目					16
	合	計			124

注1. 英文学科学生は、2年次から英米文学分野、英語学分野または英語コミュニケーション分野、の中から一つを選択して専修する。 注2. 「専修分野必修科目」は、専修する分野(英米文学分野、英語学分野または英語コミュニケーション分野)の必修科目 注3. 所属分野の選択科目

総合人文学科

	公1 岩	人間的基礎	10	
教養教育科目	第1類	知的基礎	10	38
	第2類		18	
地域教育科目				2
り回転到口	第1類		4	6
外国語科目	第2類		2	6
	第1類		4	
専門教育科目	専門教育科目 第2類~第4類 :			
	第5類~	第7類	12	
外国語科目第2類 保健体育科目 専門教育科目 教職等に関する科目、他学部・他学科開講専門教育科目 単位互換の協定を締結している他大学開講科目				24
	合	計		124

歴史学科

	第1類	人間的基礎	10	
教養教育科目	₩ 日親	知的基礎	10	38
	第2類		18	
地域教育科目				2
外国語科目	第1類		4	6
グト国苗科日	第2類		2	ь
	第1類		24	
専門教育科目	第2類		12	46
	第3類		10	
教養教育科目 外国教育科目 保健体育科目目 教職等に,他学 他学五換の協	 - - - 			32
	合	計		124

教育学科

	TG	人間的基礎	10	
教養教育科目	ベーシック	知的基礎	10	30
	学科教養科目		10	
地域教育科目				2
外国語科目	第1類		4	6
外国語符日	第2類		2	0
	第1類 (教育学)	必修科目8単位を含む	12	
	第2類 (児童教育)	必修科目22単位を含む	26	
専門教育科目	第3類 (英語教育)	必修科目24単位	24	84
导门叙目符日	第4類 (異文化理解教育)	必修科目6単位	6	04
	第5類 (教職実践)		10	
	第6類 (演習·卒業研究)	必修科目6単位	6	
地域教育科目 外国語科目第2類 保健体育科目 専門教育科目第1類から第5類 教職等に関する科目、他学部・他学科開講専門教育科目 単位互換の協定を締結している他大学開講科目				
	合	計		124

(進級要件)

第4条 3学年次への進級の資格を得るためには、次に掲げる授業科目及び単位を修得しなければならない。

英文学科

教養教育科目及び地	合計24単位以上
外国語科目	4単位以上
専門教育科目	16単位以上
合	44単位以上

総合人文学科

教養教育科目及び地:	合計32単位以上
外国語科目	4単位以上
専門教育科目	8単位以上
合	44単位以上

歷史学科

教養教育科目及び地域	合計30単位以上	
外国語科目 第1類・第2類		4単位以上
専門教育科目	第1類	12単位以上
导门狄月科日	6単位以上	
合	52単位以上	

教育学科

教養教育科目及び地	合計20単位以上	
外国語科目		4単位以上
専門教育科目	16単位以上	
合	40単位以上	

(教職課程)

第5条 教育職員免許状授与の所要資格を得ようとする者は、次に掲げる授業科目及び単位を修得しなければならな い。英文学科において、教育職員免許状授与の所要資格を得ようとする者は、教養教育科目の中の日本国憲法2単 位及び情報リテラシー2単位、保健体育科目2単位並びに専門教育科目の中のIntegrated English I・II4単位を、 また、『教科に関する科目』を本表の授業科目の中から、さらに、『教職に関する科目』及び『教科又は教職に関す る科目』については本学則第30条(別表第3)の授業科目の中から、それぞれ教育職員免許法に定める所定の授業 科目及び単位を修得しなければならない。また総合人文学科・歴史学科において、教育職員免許状授与の所要資格 を得ようとする者は、教養教育科目の中の日本国憲法2単位及び情報リテラシー2単位、保健体育科目2単位並び に外国語科目の中の英語 I A (英会話)・英語 I B (英会話)・英語 II A (英会話)・英語 II B (英会話) のいずれか 2単位を、また、『教科に関する科目』を本表の授業科目の中から、さらに『教職に関する科目』及び『教科又は教 職に関する科目』については本学則第30条(別表第3)の授業科目の中から、それぞれ教育職員免許法に定める所 定の授業科目及び単位を修得しなければならない。また教育学科において、教育職員免許状授与の所要資格を得よ うとする者は、教養教育科目の中の日本国憲法2単位及び情報リテラシー2単位、スポーツ実技2単位並びに専門 教育科目の中の総合英語コミュニケーション演習 I ・総合英語コミュニケーションⅡの計4単位を、また、『教科に 関する科目』を本表の授業科目の中から、さらに『教職に関する科目』及び『教科又は教職に関する科目』につい ては本学則第30条(別表第3)の授業科目の中から、それぞれ教育職員免許法に定める所定の授業科目及び単位を 修得しなければならない。

(資格)

第6条 英文学科、総合人文学科又は歴史学科において、学芸員、司書、社会教育主事及び司書教諭の資格を得ようとする者、また教育学科において、司書及び司書教諭の資格を得ようとする者は、本学学則第31条の2(別表第4、第4の2、第4の3及び第4の4)の中からそれぞれの資格取得のために必要な授業科目及び単位を修得しなければならない。ただし、学校図書館司書教諭の資格を得ようとする者については、教育職員免許状授与の所要資格を得なければならない。

(開講科目及び期間)

第7条 開講科目は、その開講期間によって、次の各号に掲げる名称に区分けされる。

- (1) 通年開講科目(1年間継続の講義)
- (2) 前期開講科目(前期開講前期完結講義)
- (3) 後期開講科目(後期開講後期完結講義)
- (4) 臨時開講科目(集中講義等)

(授業科目)

第8条 授業科目は、次の各号に掲げる名称に区分けされる。

- (1) 必修科目 (所属する学科において必ず修得しなければならないもの)
- (2) 選択必修科目(数科目の中から選択し、各学科所定の単位を必ず修得しなければならないもの)
- (3) 選択科目(学生が自由に選択修得するもの)
- (4) 自由科目 (修得しても卒業所要単位に含まれないもの)

(開講基準)

第9条 授業科目は、学部が定める学年次に開講する。ただし、選択科目は、年度により開講しないことがある。

(受講の制限)

第10条 各講義は、その内容、教室の都合により、受講資格を限定し又は、受講人数を制限することがある。

(履修登録上の制限)

第11条 1年間に履修登録できる単位数の上限は、 $1\sim3$ 学年次を44単位とし、4学年次を48単位とする。また、資格関係科目については、上限を超えて履修することができる。

2 前項の規定にかかわらず、3年次編入学生、転学部・転学科生等は、必要な指導を経たうえで、3年次に48単位 まで履修登録をすることができる。また、資格関係科目については、上限を超えて履修することができる。

(選択受講及び講義指定)

第12条 同一授業科目につき、二つ以上の講義が開講されているときは、選択して受講しなければならない。ただし、 授業の都合上受講すべき講義を特に指定しているときは、この限りではない。

(履修登録及び履習辞退)

- 第13条 受講のためには、履修登録を学事暦の定める期間中に行わなければならない。
 - 2 正当な理由がなくて、前項の期間中に履修を行わない者は、受講することができない。
 - 3 授業科目の履修登録は、学年の始めとする。
 - 4 履修登録の、変更又は追加することはできない。
 - 5 一年間に同じ授業科目を二つ以上履修登録することはできない。
 - 6 他キャンパス開講科目を受講する場合は、受講する前後の一コマを移動時間として空けなければならない。なお、 礼拝時間及び昼休み時間は移動時間として認めない。
 - 7 履習辞退は定められた期間内に行うものとする。取扱いについては別に定める。
- 第13条の2 授業科目の履修登録は学年の始めとするが、後期授業開始前に修正登録することができる。

(外国人留学生及び帰国生の履修)

- 第14条 外国人留学生及び帰国生の履修については、本則を準用するほか、次により10単位までを外国人留学生及び帰国生の科目についての単位で代えることができる。
 - イ 日本事情A・日本事情Bは教養教育科目第2類の各2単位、日本事情Cは保健体育科目の体育講義の2単位
 - □ 日本語 I は外国語科目第1類英語 I A・I Bの2単位、日本語 II は外国語科目第2類英語 II A・II Bの2単位。 ただし、教育学科においては、日本語 I Aは英語 I Aの1単位、日本語 I Bは英語 I Bの1単位、日本語 II Aは 英語 II Aの1単位、日本語 II Bは英語 II Bの1単位とする。

(転学部・復学・再入学・年度を超えた復籍をした者の履修)

第15条 転学部・転学科・再入学及び年度を超えた復籍をした者の履修は、当該学年の学科課程表及び履修細則を適用する。又、休学者が復学した場合は、休学時の学科課程表及び履修細則を適用する。

(編入学生の履修)

- 第16条 編入学生の履修については、編入年次の学科課程表及び履修細則を適用する。
 - 2 編入学前の大学又はこれと同等の学校で修得した単位については、学部教授会の議を経て学部の単位として認 定することがある。

(単位の認定)

- 第17条 一つの授業科目を履修した者に対しては試験を行い、合格した者に所定の単位を与える。
 - 2 既修得科目については、再度履修登録しても所定の単位は与えない。

(新入生の既修得単位の認定)

第18条 大学又は短期大学を卒業または中途退学し、新たに本学部の第1学年次に入学した学生の既修得単位は、60単位を限度として認定することがある。

(他の大学または短期大学における授業科目の履修)

- 第18条の2 在学中に単位互換の協定を締結している他大学開講科目を履修し、単位を修得した場合には、学則第24 条の3に基づき、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる
 - 2 学則第24条の3第2項の規定に基づき、学則第13条に定める留学において修得した単位については、そのすべてまたは一部につき、本学における授業科目の履修とみなし単位を与えることができる。
 - 3 学則第24条の3第2項の規定に基づき、学則第13条に定める留学において修得した単位のうち、前項によって 与えられた単位数を差し引いた部分については、第1項を適用し、本学における授業科目の履修により修得した ものとみなすことができる。
 - 4 第1項、第2項及び第3項の規定により修得した単位の取り扱いについては、学則の定めによるものとする。
 - 5 第1項、第2項及び第3項の規定により修得した単位は、この規程の第18条及び学則第24条の5により本学に おいて修得したものとみなす単位数とあわせて60単位を超えないものとする。

(大学以外の教育施設等における学修の単位認定)

第18条の3 総合人文学科、歴史学科において、実用英語技能検定、TOEFL及びTOEICは、学則第24条の5 第1項の規定に基づき、これを本学における授業科目の履修とみなし、必要な指導を受けたうえで、次の場合に、外国語科目第1類「英語IIA (日常英語)」及び「英語IIB (日常英語)」の単位を与えることができる。

実用英語技能検定2級以上、TOEFL (Internet-Based Total Score) 56点以上、TOEICスコア550点以上のいずれかを取得して単位認定の申請を行い、その申請が認められた場合

- 2 すでに「英語 II A (文献読解)」、「英語 II B (文献読解)」、「英語 II A (英会話)」又は「英語 II B (英会話)」 の単位を修得している場合であっても、前項に該当する場合は同様とする。
- 3 総合人文学科においては、実用フランス語技能検定、ドイツ語技能検定、及び、中国語検定、歴史学科においては、 実用フランス語技能検定、ドイツ語技能検定、中国語検定、及び、ハングル検定は、学則第24条の5第1項の規 定に基づき、これを本学における授業科目の履修とみなし、次の場合に、必要な指導を受けたうえで、外国語科 目第2類の当該外国語科目IBの単位を与えることができる。

実用フランス語技能検定3級、ドイツ語技能検定3級、中国語検定3級、及び、ハングル技能検定3級以上を取得して単位認定の申請を行い、その申請が認められた場合

4 すでに外国語科目第2類のいずれか一科目の単位を修得している場合において、当該言語とは異なる外国語に つき前項に該当する場合も同様とする。

(卒業見込み証明書の発行)

- 第19条 3年次末における卒業にかかわる修得単位数が、76単位以上の者については、卒業見込み証明書を発行する。
 - 2 発行条件を満たさない者でも、4年次当初の科目登録の際に卒業要件を満たせば、必要な指導を経たうえで卒業見込証明書を発行することができる。

(専修・副専修)

第20条 各学科の専修について、以下のとおり定める。

英文学科 卒業要件を満たせば、所属分野の「専修」修了を認める。また、所属分野以外の特定分野の第2類 ~第4類選択科目を20単位以上履修した場合には当該分野の「副専修」修了を認める。

- 2 総合人文学科 専門教育科目第2類(思想・哲学分野)、第3類(文化・芸術分野)、第4類(宗教・神学分野) のいずれかの類で26単位以上を修得した者について、当該分野の「専修」修了を認める。
- 3 歴史学科 日本史、アジア史、ヨーロッパ史、考古学、民俗学各分野において、「総合演習」「論文演習」「専門講読」「実習」および「諸問題」の中から、同一分野の科目を合わせて16単位以上修得すれば、当該分野の「専修」修了を認める。

下記の「歴史学科専修修了該当科目一覧表」を参照のこと。

歴史学科専修修了該当科目一覧表

日本史分野	アジア史分野	ヨーロッパ史分野	考古学分野	民俗学分野
日本史総合演習I	アジア史総合演習I	ヨーロッパ史総合演習 I	考古学総合演習 I	民俗学総合演習 I
日本史総合演習Ⅱ	アジア史総合演習Ⅱ	ヨーロッパ史総合演習Ⅱ	考古学総合演習Ⅱ	民俗学総合演習Ⅱ
日本史論文演習 I	アジア史論文演習 I	ヨーロッパ史論文演習 I	考古学論文演習 I	民俗学論文演習 I
日本史論文演習Ⅱ	アジア史論文演習Ⅱ	ヨーロッパ史論文演習Ⅱ	考古学論文演習Ⅱ	民俗学論文演習Ⅱ
日本史専門講読 I	アジア史専門講読 I	ヨーロッパ史専門講読 I	考古学実習 I	民俗学実習 I
日本史専門講読Ⅱ	アジア史専門講読Ⅱ	ヨーロッパ史専門講読Ⅱ	考古学実習Ⅱ	民俗学実習Ⅱ
日本史専門講読Ⅲ	アジア史専門講読Ⅲ	ヨーロッパ史専門講読Ⅲ	考古学実習Ⅲ	民俗学実習Ⅲ
日本史の諸問題 I	アジア史の諸問題I	ヨーロッパ史の諸問題 I	考古学の諸問題 I	民俗学の諸問題 I
日本史の諸問題Ⅱ	アジア史の諸問題Ⅱ	ヨーロッパ史の諸問題Ⅱ	考古学の諸問題Ⅱ	民俗学の諸問題Ⅱ
日本史の諸問題Ⅲ	アジア史の諸問題Ⅲ	ヨーロッパ史の諸問題Ⅲ	考古学の諸問題Ⅲ	民俗学の諸問題Ⅲ

(大学院科目の履修)

第21条 歴史学科の4学年次の学生は、別に定める要件を満たせば、大学院文学研究科ヨーロッパ文化史専攻及びアジア文化史専攻の講義科目(当該年度開講科目に限る)を履修することができる。ただし、学部の卒業単位としては認定されず、大学院文学研究科ヨーロッパ文化史専攻ないしアジア文化史専攻に進学した際に、前期課程修了に必要な単位として認定される。その詳細については、実施要項に定める。

(原級止者の履修)

- 第22条 文学部英文学科、総合人文学科、歴史学科、教育学科の原級止者(以下、原級止者)は進級不足単位が32単位以下の者に限り、原年次未修得科目の他に、原級止の年次に限り次年次の学科目を履修することができる。ただし、原年次未修得科目を優先して履修しなければならない。
 - 2 原級止者が履修しうる次年次学科目の総単位数は、第11条に定める学年次履修登録単位制限44単位以内において、16単位を限度とする。
 - 3 第2項に定める16単位の次年次学科目は、第4条に定める進級要件には含まない。
 - 4 原級止者が履修できる次年次学科目は、必修科目及び選択必修科目、資格科目は含まない。
 - 5 原級止者が次年次の学科目を履修する場合は、学務係に届け出て許可を受けなければならない。

(細則の改廃)

第23条 本細則の改廃は、文学部教授会の議を経て、学長が行うものとする。

ただし、常務理事会に報告しなければならない。

附則

1 本細則は、平成30年4月1日から施行する。

〔別表〕編入学生の包括認定について(第16条の2関係)

○英文学科 第3学年次(平成28年度入学生カリキュラム)

単位数 科目区分	卒業要件単位	包括認定単位	編入学後に必 要な卒業単位	備考
教養教育科目	38	36	2	キリスト教学A~Dを除いて36単位を認定
地域教育科目	2	2	0	
外国語科目 第1類	4	4	0	
外国語科目 第2類	2	2	0	
専門教育科目 第1類 必修科目・選択必修 科目	© 12	◎8	© 4	「英語発音学 I・II」と「Integrated English I・II」の8単位を認定
専門教育科目 第1類 選択科目	8	0	8	
専門教育科目 第2類~第4類 必修科目◎	© 12	© 4	© 8	各分野の3つの概説科目の中で、1つの概 説を認定
専門教育科目 第2類~第4類 専修分野必 修科目△	△12	0	△12	選択した分野の講読Ⅰ・Ⅱ、演習Ⅰ~Ⅳの 12単位を履修
専門教育科目 第2類~第4類 選択科目	16	0	16	専門分野から16単位を履修
専門教育科目 第5類·第6類 選択科目	0	0	0	
専門教育科目 第7類 必修科目◎	© 2	0	© 2	卒業論文・卒業試験のうち1科目を選択
外国語科目第2類、保健体育科目、専門教育 科目第1類〜第6類、教職等に関する科目、 他学部・他学科開講専門教育科目、単位互換の 協定を締結している他大学開講科目	16	0	16	
合 計	124	56	68	

※読替6単位(対応科目があれば包括認定に加える)

○英文学科 第2学年次 (平成29年度入学生カリキュラム)

単位数 科目区分	卒業要件単位	包括認定単位	編入学後に必 要な卒業単位	備考
教養教育科目 第1類 人間的基礎	10	6	4	
教養教育科目 第1類 知的基礎	10	6	4	「聖書を学ぶ」または「キリスト教の歴史 と思想」を含む26単位を認定
教養教育科目 第2類	18	14	4	
地域教育科目	2	0	2	
外国語科目 第1類	4	2	2	
外国語科目 第2類	2	0	2	
専門教育科目 第1類 必修科目·選択必修 科目	© 12	0	© 12	
専門教育科目 第1類 選択科目	8	0	8	
専門教育科目 第2類~第4類 必修科目◎	© 12	0	© 12	
専門教育科目 第2類~第4類 専修分野必 修科目△	△12	0	△12	選択した分野の講読 I · II 、演習 I $\sim IV$ の 12 単位を履修
専門教育科目 第2類~第4類 選択科目	16	0	16	専門分野から16単位を履修
専門教育科目 第5類·第6類 選択科目	0	0	0	
専門教育科目 第7類 必修科目◎	© 2	0	© 2	卒業論文・卒業試験のうち1科目を選択
外国語科目第2類、保健体育科目、専門教育 科目第1類〜第6類、教職等に関する科目、 他学部・他学科開講専門教育科目、単位互換の 協定を締結している他大学開講科目	16	0	16	
合 計	124	28	96	

※読替3単位(対応科目があれば包括認定に加える)

○総合人文学科 第3学年次(平成28年度入学生カリキュラム)

単位数 科目区分	卒業要件単位	包括認定単位	編入学後に必 要な卒業単位	備考
教養教育科目	38	36	2	キリスト教学A~Dを除いて36単位を認定
地域教育科目	2	2	0	
外国語科目 第1類	4	4	0	
外国語科目 第2類	2	2	0	
専門教育科目 第1類	4	4	0	
専門教育科目 第2類~第4類	38	0	38	
専門教育科目 第5類~第7類	12	0	12	
外国語科目第2類、保健体育科目、専門教育 科目、教職等に関する科目、他学部・他学科 開講専門教育科目、単位互換の協定を締結して いる他大学開講科目	24	0	24	
合 計	124	48	76	

[※]読替14単位(対応科目があれば包括認定に加える)

○歴史学科 第3学年次(平成28年度入学生カリキュラム)

単位数 科目区分	卒業要件単位	包括認定単位	編入学後に必 要な卒業単位	備考
教養教育科目	38	36	2	キリスト教学A~Dを除いて36単位認定
地域教育科目	2	2	0	
外国語科目 第1類	4	4	0	
外国語科目 第2類	2	2	0	
専門教育科目 第1類	24	0	24	
専門教育科目 第2類	12	0	12	
専門教育科目 第3類	10	0	10	
教養教育科目、地域教育科目、外国語科目、 保健体育科目、専門教育科目、教職等に関す る科目、他学部・他学科開講専門教育科目、 単位互換の協定を締結している他大学開講科目	32	4	28	
合 計	124	48	76	

[※]読替14単位(対応科目があれば包括認定に加える)

○歴史学科 第2学年次(平成29年度入学生カリキュラム)

単位数 科目区分	卒業要件単位	包括認定単位	編入学後に必 要な卒業単位	備考
教養教育科目 第1類 人間的基礎	10	6	4	
教養教育科目 第1類 知的基礎	10	6	4	「聖書を学ぶ」または「キリスト教の歴史 と思想」を含む18単位を認定
教養教育科目 第2類	18	6	12	
地域教育科目	2	0	2	
外国語科目 第1類	4	2	2	
外国語科目 第2類	2	2	0	
専門教育科目 第1類	24	0	24	
専門教育科目 第2類	12	0	12	
専門教育科目 第3類	10	0	10	
教養教育科目、地域教育科目、外国語科目、 保健体育科目、専門教育科目、教職等に関す る科目、他学部・他学科開講専門教育科目、 単位互換の協定を締結している他大学開講科目	32	2	30	
合 計	124	24	100	

[※]読替7単位(対応科目があれば包括認定に加える)

○単位制度とは

大学設置基準で 1 単位は 45 時間の学習を必要とするとあります。 2 単位であれば 90 時間です。

本学は1時限を2時間の授業時間と定めていますので、15回で30時間となります。

つまり、2単位であれば90時間から30時間を引いた60時間を授業以外で学習しなければなりません。15回の授業ですから、1回につき予習2時間、復習2時間が必要だということです。

これを事前、事後の学習と呼んでいます。

しっかりと予習、復習を行って、授業内容に理解に努めて下さい。

2017年度入学生のみ適用

(趣旨)

第1条 本細則は、東北学院大学学則第21条の規定に基づき履修等に関して必要な事項を定めるものとする。

- 第2条 卒業単位は、124単位以上を修得しなければならない。
- 第3条 卒業の資格を得るためには、次に掲げる授業科目及び単位を修得しなければならない。

英文学科

教養	第1類	人間的基礎		10	
教育	舟⊥独	知的基礎		10	38
科目	第2類			18	
地域教育科目					2
外国	第1類			4	C
語科目	第2類			2	6
		必修科目	8		
	第1類	選択必修科目 (Integrated English I-VI)	4	20	
専門		必修科目を除く科目	8		
教育		必修科目	12		62
科	第2類~	専修分野必修科目 ^{注2}	12	40	
目	第4類 ^{注1}	必修科目および 専修分野必修科目を 除く専修分野科目 ^{注3}	16	40	
	第7類			2	
外国語科目第2類 保健体育科目 専門教育科目第1類~第6類 教職等に関する科目、他学部・他 学科開講専門教育科目 単位互換の協定を締結している他 大学開講科目					16
	合	計			124

- 注1.英文学科学生は、2年次から英米文学分野、英語学分野または英語コミュニケーション分野、の中から一つを選択して専修する。 注2.「専修分野必修科目」は、専修する分野(英米文学分野、英語学分野または英語コミュニケーション分野)の必修科目 注3. 所属分野の選択科目

総合人文学科

教養	第1類	人間的基礎	10	
養教育科目	分 1 独	知的基礎	10	38
科目	第2類		18	
地域教育科目				2
外国語科目	第1類		4	6
料目	第2類		2	O
専門	第1類		4	
教育科目	第2類~	第4類	38	54
科目	第5類~	- 第 7 類	12	
保専教科単	開講専門教	目 目 する科目、他学部・他		24
	合	計		124

歴史学科

ر عد	C -1 -11			
教奉	松 1 	人間的基礎	10	
教養教育科目	第1類	知的基礎	10	38
科目	第2類		18	
地域教育科目				2
外国語科目	第1類		4	6
科目	第2類		2	O
専門	第1類		24	
_教育科目	第2類		12	46
科目	第3類		10	
外保專教他単	国語科目 健体育科目 門教育科目 職等に関う 学部・他学		大	32
	合	計		124

(進級要件)

第4条 3学年次への進級の資格を得るためには、次に掲げる授業科目及び単位を修得しなければならない。

英文学科

教養教育科目地域教育科目	合計 24単位以上		
外国語科目		4単位以上	
専門教育科目 第1類~ 第4類		16単位以上	
合言	合計		

総合人文学科

教養教育科目》 地域教育科目	合計 32単位以上		
外国語科目	外国語科目		
専門教育科目 第1類~ 第6類		8単位以上	
合言	44単位以上		

歴史学科

教養教育科目》 地域教育科目	合計 30単位以上	
外国語科目	4単位以上	
	第1類	12単位以上
専門教育科目 第2類· 第3類		6単位以上
合言	52単位以上	

(教職課程)

第5条 教育職員免許状授与の所要資格を得ようとする者は、次に掲げる授業科目及び単位を修得しなければならない。英文学科において、教育職員免許状授与の所要資格を得ようとする者は、教養教育科目の中の日本国憲法2単位及び情報リテラシー2単位、保健体育科目2単位並びに専門教育科目の中のIntegrated English I・II 4単位を、また、『教科に関する科目』を本表の授業科目の中から、さらに、『教職に関する科目』及び『教科又は教職に関する科目』については本学則第30条(別表第3)の授業科目の中から、それぞれ教育職員免許法に定める所定の授業科目及び単位を修得しなければならない。また総合人文学科・歴史学科において、教育職員免許状授与の所要資格を得ようとする者は、教養教育科目の中の日本国憲法2単位及び情報リテラシー2単位、保健体育科目2単位並びに外国語科目の中の英語IA(英会話)・英語IIB(英会話)・英語IIB(英会話)のいずれか2単位を、また、『教科に関する科目』を本表の授業科目の中から、さらに『教職に関する科目』及び『教科又は教職に関する科目』については本学則第30条(別表第3)の授業科目の中から、それぞれ教育職員免許法に定める所定の授業科目及び単位を修得しなければならない。

(資格)

第6条 英文学科、総合人文学科又は歴史学科において、学芸員、司書、社会教育主事及び司書教諭の資格を得ようとする者は、本学学則第31条の2(別表第4、第4の2、第4の3及び第4の4)の中からそれぞれの資格取得のために必要な授業科目及び単位を修得しなければならない。ただし、学校図書館司書教諭の資格を得ようとする者については、教育職員免許状授与の所要資格を得なければならない。

(開講科目及び期間)

第7条 開講科目は、その開講期間によって、次の各号に掲げる名称に区分けされる。

- (1) 通年開講科目(1年間継続の講義)
- (2) 前期開講科目(前期開講前期完結講義)
- (3) 後期開講科目(後期開講後期完結講義)
- (4) 臨時開講科目(集中講義等)

(授業科目)

第8条 授業科目は、次の各号に掲げる名称に区分けされる。

- (1) 必修科目 (所属する学科において必ず修得しなければならないもの)
- (2) 選択必修科目(数科目の中から選択し、各学科所定の単位を必ず修得しなければならないもの)
- (3) 選択科目 (学生が自由に選択修得するもの)
- (4) 自由科目 (修得しても卒業所要単位に含まれないもの)

(開講基準)

第9条 授業科目は、学部が定める学年次に開講する。ただし、選択科目は、年度により開講しないことがある。

(受講の制限)

第10条 各講義は、その内容、教室の都合により、受講資格を限定し又は、受講人数を制限することがある。

(履修登録上の制限)

- 第11条 1年間に履修登録できる単位数の上限は、 $1\sim3$ 学年次を44単位とし、4学年次を48単位とする。また、資格関係科目については、上限を超えて履修することができる。
 - 2 前項の規定にかかわらず、3年次編入学生、転学部・転学科生等は、必要な指導を経たうえで、3年次に48単位 まで履修登録をすることができる。また、資格関係科目については、上限を超えて履修することができる。

(選択受講及び講義指定)

第12条 同一授業科目につき、二つ以上の講義が開講されているときは、選択して受講しなければならない。ただし、 授業の都合上受講すべき講義を特に指定しているときは、この限りではない。

(履修登録及び履習辞退)

- 第13条 受講のためには、履修登録を学事暦の定める期間中に行わなければならない。
 - 2 正当な理由がなくて、前項の期間中に履修を行わない者は、受講することができない。
 - 3 授業科目の履修登録は、学年の始めとする。
 - 4 履修登録の、変更又は追加することはできない。
 - 5 一年間に同じ授業科目を二つ以上履修登録することはできない。
 - 6 他キャンパス開講科目を受講する場合は、受講する前後の一コマを移動時間として空けなければならない。なお、 礼拝時間及び昼休み時間は移動時間として認めない。
 - 7 履習辞退は定められた期間内に行うものとする。取扱いについては別に定める。
- 第13条の2 授業科目の履修登録は学年の始めとするが、後期授業開始前に修正登録することができる。

(外国人留学生及び帰国生の履修)

- 第14条 外国人留学生及び帰国生の履修については、本則を準用するほか、次により10単位までを外国人留学生及び帰国生の科目についての単位で代えることができる。
 - イ 日本事情A・日本事情Bは教養教育科目第2類の各2単位、日本事情Cは保健体育科目の体育講義の2単位
 - □ 日本語 I は外国語科目第1類英語 I A・I Bの2単位、日本語 II は外国語科目第2類英語 II A・II Bの2単位

(転学部・復学・再入学・年度を超えた復籍をした者の履修)

第15条 転学部・転学科・再入学及び年度を超えた復籍をした者の履修は、当該学年の学科課程表及び履修細則を適用する。又、休学者が復学した場合は、休学時の学科課程表及び履修細則を適用する。

(編入学生の履修)

- 第16条 編入学生の履修については、編入年次の学科課程表及び履修細則を適用する。
 - 2 編入学前の大学又はこれと同等の学校で修得した単位については、学部教授会の議を経て学部の単位として認 定することがある。

(単位の認定)

- 第17条 一つの授業科目を履修した者に対しては試験を行い、合格した者に所定の単位を与える。
 - 2 既修得科目については、再度履修登録しても所定の単位は与えない。

(新入生の既修得単位の認定)

第18条 大学又は短期大学を卒業または中途退学し、新たに本学部の第1学年次に入学した学生の既修得単位は、60単位を限度として認定することがある。

(他の大学または短期大学における授業科目の履修)

- 第18条の2 在学中に単位互換の協定を締結している他大学開講科目を履修し、単位を修得した場合には、学則第24 条の3に基づき、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる
 - 2 学則第24条の3第2項の規定に基づき、学則第13条に定める留学において修得した単位については、そのすべてまたは一部につき、本学における授業科目の履修とみなし単位を与えることができる。
 - 3 学則第24条の3第2項の規定に基づき、学則第13条に定める留学において修得した単位のうち、前項によって 与えられた単位数を差し引いた部分については、第1項を適用し、本学における授業科目の履修により修得した ものとみなすことができる。
 - 4 第1項、第2項及び第3項の規定により修得した単位の取り扱いについては、学則の定めによるものとする。
 - 5 第1項、第2項及び第3項の規定により修得した単位は、この規程の第18条及び学則第24条の5により本学に おいて修得したものとみなす単位数とあわせて60単位を超えないものとする。

(大学以外の教育施設等における学修の単位認定)

第18条の3 総合人文学科、歴史学科において、実用英語技能検定、TOEFL及びTOEICは、学則第24条の5 第1項の規定に基づき、これを本学における授業科目の履修とみなし、必要な指導を受けたうえで、次の場合に、外国語科目第1類「英語IIA(日常英語)」及び「英語IIB(日常英語)」の単位を与えることができる。

実用英語技能検定2級以上、TOEFL (Internet-Based Total Score) 56点以上、TOEICスコア550点以上のいずれかを取得して単位認定の申請を行い、その申請が認められた場合

- 2 すでに「英語 II A (文献読解)」、「英語 II B (文献読解)」、「英語 II A (英会話)」又は「英語 II B (英会話)」 の単位を修得している場合であっても、前項に該当する場合は同様とする。
- 3 総合人文学科においては、実用フランス語技能検定、ドイツ語技能検定、及び、中国語検定、歴史学科においては、 実用フランス語技能検定、ドイツ語技能検定、中国語検定、及び、ハングル検定は、学則第24条の5第1項の規 定に基づき、これを本学における授業科目の履修とみなし、次の場合に、必要な指導を受けたうえで、外国語科 目第2類の当該外国語科目IBの単位を与えることができる。

実用フランス語技能検定3級、ドイツ語技能検定3級、中国語検定3級、及び、ハングル技能検定3級以上を取得して単位認定の申請を行い、その申請が認められた場合

4 すでに外国語科目第2類のいずれか一科目の単位を修得している場合において、当該言語とは異なる外国語に つき前項に該当する場合も同様とする。

(卒業見込み証明書の発行)

- 第19条 3年次末における卒業にかかわる修得単位数が、76単位以上の者については、卒業見込み証明書を発行する。
 - 2 発行条件を満たさない者でも、4年次当初の科目登録の際に卒業要件を満たせば、必要な指導を経たうえで卒業見込証明書を発行することができる。

(専修・副専修)

第20条 各学科の専修について、以下のとおり定める。

英文学科 卒業要件を満たせば、所属分野の「専修」修了を認める。また、所属分野以外の特定分野の第2類 ~第4類選択科目を20単位以上履修した場合には当該分野の「副専修」修了を認める。

- 2 総合人文学科 専門教育科目第2類(思想・哲学分野)、第3類(文化・芸術分野)、第4類(宗教・神学分野) のいずれかの類で26単位以上を修得した者について、当該分野の「専修」修了を認める。
- 3 歴史学科 日本史、アジア史、ヨーロッパ史、考古学、民俗学各分野において、「総合演習」「論文演習」「専門講読」「実習」および「諸問題」の中から、同一分野の科目を合わせて16単位以上修得すれば、当該分野の「専修」修了を認める。

下記の「歴史学科専修修了該当科目一覧表」を参照のこと。

歴史学科専修修了該当科目一覧表

日本史分野	アジア史分野	ヨーロッパ史分野	考古学分野	民俗学分野
日本史総合演習I	アジア史総合演習I	ヨーロッパ史総合演習 I	考古学総合演習 I	民俗学総合演習 I
日本史総合演習Ⅱ	アジア史総合演習Ⅱ	ヨーロッパ史総合演習Ⅱ	考古学総合演習Ⅱ	民俗学総合演習 Ⅱ
日本史論文演習I	アジア史論文演習 I	ヨーロッパ史論文演習 I	考古学論文演習 I	民俗学論文演習 I
日本史論文演習Ⅱ	アジア史論文演習Ⅱ	ヨーロッパ史論文演習Ⅱ	考古学論文演習Ⅱ	民俗学論文演習 Ⅱ
日本史専門講読 I	アジア史専門講読 I	ヨーロッパ史専門講読 I	考古学実習 I	民俗学実習 I
日本史専門講読Ⅱ	アジア史専門講読Ⅱ	ヨーロッパ史専門講読Ⅱ	考古学実習Ⅱ	民俗学実習 Ⅱ
日本史専門講読Ⅲ	アジア史専門講読Ⅲ	ヨーロッパ史専門講読Ⅲ	考古学実習Ⅲ	民俗学実習Ⅲ
日本史の諸問題Ⅰ	アジア史の諸問題I	ヨーロッパ史の諸問題 I	考古学の諸問題 I	民俗学の諸問題 I
日本史の諸問題Ⅱ	アジア史の諸問題Ⅱ	ヨーロッパ史の諸問題Ⅱ	考古学の諸問題Ⅱ	民俗学の諸問題Ⅱ
日本史の諸問題Ⅲ	アジア史の諸問題Ⅲ	ヨーロッパ史の諸問題Ⅲ	考古学の諸問題Ⅲ	民俗学の諸問題Ⅲ

(大学院科目の履修)

第21条 歴史学科の4学年次の学生は、別に定める要件を満たせば、大学院文学研究科ヨーロッパ文化史専攻及びアジア文化史専攻の講義科目(当該年度開講科目に限る)を履修することができる。ただし、学部の卒業単位としては認定されず、大学院文学研究科ヨーロッパ文化史専攻ないしアジア文化史専攻に進学した際に、前期課程修了に必要な単位として認定される。その詳細については、実施要項に定める。

(原級止者の履修)

- 第22条 文学部英文学科、総合人文学科、歴史学科の原級止者(以下、原級止者)は進級不足単位が32単位以下の者に限り、原年次未修得科目の他に、原級止の年次に限り次年次の学科目を履修することができる。ただし、原年次未修得科目を優先して履修しなければならない。
 - 2 原級止者が履修しうる次年次学科目の総単位数は、第11条に定める学年次履修登録単位制限44単位以内において、16単位を限度とする。
 - 3 第2項に定める16単位の次年次学科目は、第4条に定める進級要件には含まない。
 - 4 原級止者が履修できる次年次学科目は、必修科目及び選択必修科目、資格科目は含まない。
 - 5 原級止者が次年次の学科目を履修する場合は、学務係に届け出て許可を受けなければならない。

(細則の改廃)

第23条 本細則の改廃は、文学部教授会の議を経て、学長が行うものとする。

ただし、常務理事会に報告しなければならない。

附則

- 1 本細則は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 第19条の2は2014 (平成26) 年度入学生から適用する。

〔別表〕編入学生の包括認定について(第16条の2関係)

○英文学科 第3学年次(平成27年度入学生カリキュラム)

単位数			編入学後に必	
科目区分	卒業要件単位	包括認定単位	要な卒業単位	備考
教養教育科目	38	36	2	キリスト教学A~Dを除いて36単位を認定
地域教育科目	2	2	0	
外国語科目 第1類	4	4	0	
外国語科目 第2類	2	2	0	
専門教育科目 第1類 必修科目・選択必修 科目	© 12	◎8	◎ 4	「 英 語 発 音 学 Ⅰ ・ Ⅱ 」 と「Integrated English I ・Ⅱ」の8単位を認定
専門教育科目 第1類 選択科目	8	0	8	
専門教育科目 第2類~第4類 必修科目◎	© 12	◎ 4	◎8	各分野の3つの概説科目の中で、1つの概 説を認定
専門教育科目 第2類~第4類 専修分野必 修科目△	△12	0	△12	選択した分野の講読Ⅰ・Ⅱ、演習Ⅰ~Ⅳの 12単位を履修
専門教育科目 第2類~第4類 選択科目	16	0	16	専門分野から16単位を履修
専門教育科目 第5類·第6類 選択科目	0	0	0	
専門教育科目 第7類 必修科目◎	© 2	0	© 2	卒業論文・卒業試験のうち1科目を選択
外国語科目第2類、保健体育科目、専門教育 科目第1類〜第6類、教職等に関する科目、 他学部・他学科開講専門教育科目、単位互換の 協定を締結している他大学開講科目	16	0	16	
合 計	124	56	68	

※読替6単位(対応科目があれば包括認定に加える)

○英文学科 第2学年次(平成28年度入学生カリキュラム)

単位数 科目区分	卒業要件単位	包括認定単位	編入学後に必 要な卒業単位	備考
教養教育科目 第1類 人間的基礎	10	6	4	
教養教育科目 第1類 知的基礎	10	6	4	「聖書を学ぶ」または「キリスト教の歴史 と思想」を含む26単位を認定
教養教育科目 第2類	18	14	4	
地域教育科目	2	0	2	
外国語科目 第1類	4	2	2	
外国語科目 第2類	2	0	2	
専門教育科目 第1類 必修科目·選択必修 科目	© 12	0	© 12	
専門教育科目 第1類 選択科目	8	0	8	
専門教育科目 第2類~第4類 必修科目◎	◎12	0	◎12	
専門教育科目 第2類~第4類 専修分野必 修科目△	△12	0	△12	選択した分野の講読 I · II 、演習 I \sim IV の 12 単位を履修
専門教育科目 第2類~第4類 選択科目	16	0	16	専門分野から16単位を履修
専門教育科目 第5類·第6類 選択科目	0	0	0	
専門教育科目 第7類 必修科目◎	© 2	0	© 2	卒業論文・卒業試験のうち1科目を選択
外国語科目第2類、保健体育科目、専門教育科目第1類~第6類、教職等に関する科目、他学部・他学科開講専門教育科目、単位互換の協定を締結している他大学開講科目	16	0	16	
合 計	124	28	96	

※読替3単位(対応科目があれば包括認定に加える)

○総合人文学科 第3学年次(平成27年度入学生カリキュラム)

単位数 科目区分	卒業要件単位	包括認定単位	編入学後に必 要な卒業単位	備考
教養教育科目	38	36	2	キリスト教学A~Dを除いて36単位を認定
地域教育科目	2	2	0	
外国語科目 第1類	4	4	0	
外国語科目 第2類	2	2	0	
専門教育科目 第1類	4	4	0	
専門教育科目 第2類~第4類	38	0	38	
専門教育科目 第5類~第7類	12	0	12	
外国語科目第2類、保健体育科目、専門教育 科目、教職等に関する科目、他学部・他学科 開講専門教育科目、単位互換の協定を締結して いる他大学開講科目	24	0	24	
合 計	124	48	76	

[※]読替14単位(対応科目があれば包括認定に加える)

○歴史学科 第3学年次(平成27年度入学生カリキュラム)

単位数 科目区分	卒業要件単位	包括認定単位	編入学後に必 要な卒業単位	備考
教養教育科目	38	36	2	キリスト教学A~Dを除いて36単位認定
地域教育科目	2	2	0	
外国語科目 第1類	4	4	0	
外国語科目 第2類	2	2	0	
専門教育科目 第1類	24	0	24	
専門教育科目 第2類	12	0	12	
専門教育科目 第3類	10	0	10	
教養教育科目、地域教育科目、外国語科目、 保健体育科目、専門教育科目、教職等に関す る科目、他学部・他学科開講専門教育科目、 単位互換の協定を締結している他大学開講科目	32	4	28	
合 計	124	48	76	

[※]読替14単位(対応科目があれば包括認定に加える)

○歴史学科 第2学年次(平成28年度入学生カリキュラム)

単位数 科目区分	卒業要件単位	包括認定単位	編入学後に必 要な卒業単位	備考
教養教育科目 第1類 人間的基礎	10	6	4	
教養教育科目 第1類 知的基礎	10	6	4	「聖書を学ぶ」または「キリスト教の歴史 と思想」を含む18単位を認定
教養教育科目 第2類	18	6	12	
地域教育科目	2	0	2	
外国語科目 第1類	4	2	2	
外国語科目 第2類	2	2	0	
専門教育科目 第1類	24	0	24	
専門教育科目 第2類	12	0	12	
専門教育科目 第3類	10	0	10	
教養教育科目、地域教育科目、外国語科目、 保健体育科目、専門教育科目、教職等に関す る科目、他学部・他学科開講専門教育科目、 単位互換の協定を締結している他大学開講科目	32	2	30	
合 計	124	24	100	

[※]読替7単位(対応科目があれば包括認定に加える)

○単位制度とは

大学設置基準で 1 単位は 45 時間の学習を必要とするとあります。 2 単位であれば 90 時間です。

本学は1時限を2時間の授業時間と定めていますので、15回で30時間となります。

つまり、2単位であれば90時間から30時間を引いた60時間を授業以外で学習しなければなりません。15回の授業ですから、1回につき予習2時間、復習2時間が必要だということです。

これを事前、事後の学習と呼んでいます。

しっかりと予習、復習を行って、授業内容に理解に努めて下さい。

2015年度入学生、2016年度入学生適用

(趣旨)

第1条 本細則は、東北学院大学学則第21条の規定に基づき履修等に関して必要な事項を定めるものとする。

- 第2条 卒業単位は、124単位以上を修得しなければならない。
- 第3条 卒業の資格を得るためには、次に掲げる授業科目及び単位を修得しなければならない。

英文学科

教養教育科目 (日) 基礎 10 38 第2類 18 第2類 2 第2類 2 第1類 4 6 第2類 2 第1類 4 20 第2類 2 第1類 4 20 東科目 2 第1類 4 20 上收修科目 8 2 上收修科目を除く科目 8 2 ※6科目を除く科目 12 2 事修分野必修科目 12 2 事修分野必修科目を除く科目 16 2 第2類 2 外国語科目第2類 2 外国語科目第2類 第8 保健体育科目專門教育科目、他学部・他学部・他学科開講專門教育科目 16 学科開講專門教育科目 10 中國教職等に関連の協定を締結している他大学開講科目 16 大学開講科目 16		C-1-1				
数	教養	公1 桁	人間的基礎		10	
地域教育育科目	数		知的基礎		10	38
数	科目	第2類			18	
第1類	域教育科					2
計量 第2類 2 要問数官科目 必修科目 8 選択必修科目 4 20 必修科目を除く科目 8 必修科目を除く科目 8 必修科目を除く科目 12 事修分野必修科目 12 事修分野必修科目を定 16 第7類 2 外国語科目第2類 2 外国語科目第2類 2 保健体育科目專門教育科目第1類~第6類教職等に関する科目、他学部・他学科開講専門教育科目単位互換の協定を締結している他大学開講科目 16	玉	第1類			4	C
第 1 類	科目	第2類			2	O
専門教育科目 ②修科目を除く科目 8 第2類 ②修科目を除く科目 12 第2類 事修分野必修科目 12 第4類 ②修科目および 事修分野必修科目を除く事務分野科目を除く事務分野科目を除く事務分野科目を除く事務分野科目 16 第7類 2 外国語科目第2類 大健体育科目専門教育科目第1類~第6類教職等に関する科目、他学部・他学科開講専門教育科目単位互換の協定を締結している他大学開講科目 16			必修科目	8		
教育科目 必修科目 12 第2類~第4類 ^注 専修分野必修科目 ^{注2} 12 第7類 2 外国語科目第2類 文條体科目を除入時科目を除入時科目を保住体育科目専門教育科目第1類~第6類教職等に関する科目、他学部・他学科開講専門教育科目単位互換の協定を締結している他大学開講科目 16		第1類		4	20	
教育科目 必修科目 12 第2類~第4類 ^注 専修分野必修科目 ^{注2} 12 第7類 2 外国語科目第2類 文條体科目を除入時科目を除入時科目を保住体育科目専門教育科目第1類~第6類教職等に関する科目、他学部・他学科開講専門教育科目単位互換の協定を締結している他大学開講科目 16	専門		必修科目を除く科目	8		
料 第2類~ 第4類 ⁱ 専修分野北修科目 12 必修科目および 専修分野必修科目を 除く専修分野科目 40 第7類 2 外国語科目第2類 保健体育科目 専門教育科目第1類~第6類 教職等に関する科目、他学部・他 学科開講専門教育科目 単位互換の協定を締結している他 大学開講科目 16	教育		必修科目	12		62
第4類 型修科目およい 専修分野必修科目を 16 除く専修分野科目 2 外国語科目第2類 保健体育科目 専門教育科目第1類~第6類 教職等に関する科目、他学部・他 学科開講専門教育科目 単位互換の協定を締結している他 大学開講科目	科	第2類~	専修分野必修科目 ^{注2}	12	40	
外国語科目第2類 保健体育科目 専門教育科目第1類~第6類 教職等に関する科目、他学部・他 学科開講専門教育科目 単位互換の協定を締結している他 大学開講科目		第4類注1	専修分野必修科目を	16	40	
保健体育科目 専門教育科目第1類~第6類 教職等に関する科目、他学部・他 学科開講専門教育科目 単位互換の協定を締結している他 大学開講科目		第7類			2	
	保健体育科目 専門教育科目第1類~第6類 教職等に関する科目、他学部・他 学科開講専門教育科目 単位互換の協定を締結している他 大学開講科目					16
合 計 124		合	計			124

注1. 英文学科学生は、2年次から英米文学分野、英語学分野または英語コミュニケーション分野、の中から一つを選択して専修する。 注2. 「専修分野必修科目」は、専修する分野(英米文学分野、英語学分野または英語コミュニケーション分野)の必修科目

総合人文学科

教養	第1類	人間的基礎	10	
教養教育科目	分 1 独	知的基礎	10	38
科目	第2類		18	
地域教育科目				2
外国語科目	第1類		4	6
科目	第2類		2	0
専門	第1類		4	
.教育科目	第2類~第4類 38			
科目	第5類~第7類 12			
外国語科目第2類 保健体育科目 専門教育科目 教職等に関する科目、他学部・他学 科開講専門教育科目 単位互換の協定を締結している他大 学開講科目				24
	合	計		124

歴史学科

	C-7-11			
教奉	松 1 	人間的基礎	10	
教養教育科目	第1類	知的基礎	10	38
科目	第2類		18	
地域教育科目				2
外国語科目	第1類		4	6
語科 目	第2類		2	О
専門	第1類		24	
_教育科目	第2類		12	46
科目	第3類		10	
教養教育科目、地域教育科目 外国語科目 保健体育科目 専門教育科目 教職等に関する科目 他学部・他学科開講専門教育科目 単位互換の協定を締結している他大 学開講科目				
	合	計		124

第4条 3学年次への進級の資格を得るためには、次に掲げる授業科目及び単位を修得しなければならない。

英文学科

(進級要件)

教養教育科目》 地域教育科目	教養教育科目及び 地域教育科目		
外国語科目	外国語科目		
専門教育科目 第1類~ 第4類		16単位以上	
合言	合計		

総合人文学科

教養教育科目》 地域教育科目	教養教育科目及び 地域教育科目		
外国語科目		4単位以上	
専門教育科目 第1類~ 第6類		8単位以上	
合言	44単位以上		

歴史学科

教養教育科目及び 地域教育科目		合計 30単位以上	
-3 31011111		, ,	
外国語科目	第1類· 第2類	4単位以上	
専門教育科目	第1類	12単位以上	
	第2類· 第3類	6単位以上	
合計		52単位以上	

(教職課程)

第5条 教育職員免許状授与の所要資格を得ようとする者は、次に掲げる授業科目及び単位を修得しなければならない。英文学科において、教育職員免許状授与の所要資格を得ようとする者は、教養教育科目の中の日本国憲法2単位及び情報リテラシー2単位、保健体育科目2単位並びに専門教育科目の中のIntegrated English I・II 4単位を、また、『教科に関する科目』を本表の授業科目の中から、さらに、『教職に関する科目』及び『教科又は教職に関する科目』については本学則第30条(別表第3)の授業科目の中から、それぞれ教育職員免許法に定める所定の授業科目及び単位を修得しなければならない。また総合人文学科・歴史学科において、教育職員免許状授与の所要資格を得ようとする者は、教養教育科目の中の日本国憲法2単位及び情報リテラシー2単位、保健体育科目2単位並びに外国語科目の中の英語IA(英会話)・英語IIB(英会話)・英語IIB(英会話)のいずれか2単位を、また、『教科に関する科目』を本表の授業科目の中から、さらに『教職に関する科目』及び『教科又は教職に関する科目』については本学則第30条(別表第3)の授業科目の中から、それぞれ教育職員免許法に定める所定の授業科目及び単位を修得しなければならない。

(資格)

第6条 英文学科、総合人文学科又は歴史学科において、学芸員、司書、社会教育主事及び司書教諭の資格を得ようとする者は、本学学則第31条の2 (別表第4、第4の2、第4の3及び第4の4)の中からそれぞれの資格取得のために必要な授業科目及び単位を修得しなければならない。ただし、学校図書館司書教諭の資格を得ようとする者については、教育職員免許状授与の所要資格を得なければならない。

(開講科目及び期間)

第7条 開講科目は、その開講期間によって、次の各号に掲げる名称に区分けされる。

- (1) 通年開講科目(1年間継続の講義)
- (2) 前期開講科目(前期開講前期完結講義)
- (3) 後期開講科目(後期開講後期完結講義)
- (4) 臨時開講科目(集中講義等)

(授業科目)

第8条 授業科目は、次の各号に掲げる名称に区分けされる。

- (1) 必修科目 (所属する学科において必ず修得しなければならないもの)
- (2) 選択必修科目(数科目の中から選択し、各学科所定の単位を必ず修得しなければならないもの)
- (3) 選択科目 (学生が自由に選択修得するもの)
- (4) 自由科目 (修得しても卒業所要単位に含まれないもの)

(開講基準)

第9条 授業科目は、学部が定める学年次に開講する。ただし、選択科目は、年度により開講しないことがある。

(受講の制限)

第10条 各講義は、その内容、教室の都合により、受講資格を限定し又は、受講人数を制限することがある。

(履修登録上の制限)

第11条 1年間に履修登録できる単位数の上限は、 $1\sim3$ 学年次を44単位とし、4学年次を48単位とする。また、資格関係科目については、上限を超えて履修することができる。

2 前項の規定にかかわらず、3年次編入学生、転学部・転学科生等は、必要な指導を経たうえで、3年次に48単位 まで履修登録をすることができる。また、資格関係科目については、上限を超えて履修することができる。

(選択受講及び講義指定)

第12条 同一授業科目につき、二つ以上の講義が開講されているときは、選択して受講しなければならない。ただし、 授業の都合上受講すべき講義を特に指定しているときは、この限りではない。

(履修登録)

- 第13条 受講のためには、履修登録を学事暦の定める期間中に行わなければならない。
 - 2 正当な理由がなくて、前項の期間中に履修を行わない者は、受講することができない。
 - 3 授業科目の履修登録は、学年の始めとする。
 - 4 履修登録の、変更又は追加することはできない。
 - 5 一年間に同じ授業科目を二つ以上履修登録することはできない。
 - 6 他キャンパス開講科目を受講する場合は、受講する前後の一コマを移動時間として空けなければならない。なお、 礼拝時間及び昼休み時間は移動時間として認めない。

第13条の2 授業科目の履修登録は学年の始めとするが、後期授業開始前に修正登録することができる。

(外国人留学生及び帰国生の履修)

- 第14条 外国人留学生及び帰国生の履修については、本則を準用するほか、次により10単位までを外国人留学生及び帰国生の科目についての単位で代えることができる。
 - イ 日本事情A・日本事情Bは教養教育科目第2類の各2単位、日本事情Cは保健体育科目の体育講義の2単位
 - □ 日本語 I は外国語科目第1類英語 I A・I Bの2単位、日本語 II は外国語科目第2類英語 II A・II Bの2単位

(転学部・復学・再入学・年度を超えた復籍をした者の履修)

第15条 転学部・転学科・再入学及び年度を超えた復籍をした者の履修は、当該学年の学科課程表及び履修細則を適用する。又、休学者が復学した場合は、休学時の学科課程表及び履修細則を適用する。

(編入学者の履修)

- 第16条 編入学者の履修については、編入年次の学科課程表及び履修細則を適用する。
 - 2 編入学前の大学又はこれと同等の学校で修得した単位については、学部教授会の議を経て学部の単位として認定することがある。

(単位の認定)

- 第17条 一つの授業科目を履修した者に対しては試験を行い、合格した者に所定の単位を与える。
 - 2 既修得科目については、再度履修登録しても所定の単位は与えない。

(新入生の既修得単位の認定)

第18条 大学又は短期大学を卒業または中途退学し、新たに本学部の第1学年次に入学した学生の既修得単位は、60 単位を限度として認定することがある。

(他の大学または短期大学における授業科目の履修)

- 第18条の2 在学中に単位互換の協定を締結している他大学開講科目を履修し、単位を修得した場合には、学則第24条の3に基づき、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる
 - 2 学則第24条の3第2項の規定に基づき、学則第13条に定める留学において修得した単位については、そのすべてまたは一部につき、本学における授業科目の履修とみなし単位を与えることができる。
 - 3 学則第24条の3第2項の規定に基づき、学則第13条に定める留学において修得した単位のうち、前項によって 与えられた単位数を差し引いた部分については、第1項を適用し、本学における授業科目の履修により修得した ものとみなすことができる。
 - 4 第1項、第2項及び第3項の規定により修得した単位の取り扱いについては、学則の定めによるものとする。
 - 5 第1項、第2項及び第3項の規定により修得した単位は、この規程の第18条及び学則第24条の5により本学に おいて修得したものとみなす単位数とあわせて60単位を超えないものとする。

(大学以外の教育施設等における学修の単位認定)

第18条の3 総合人文学科、歴史学科において、実用英語技能検定、TOEFL及びTOEICは、学則第24条の5 第1項の規定に基づき、これを本学における授業科目の履修とみなし、必要な指導を受けたうえで、次の場合に、外国語科目第1類「英語IIA (日常英語)」及び「英語IIB (日常英語)」の単位を与えることができる。

実用英語技能検定2級以上、TOEFL (Internet-Based Total Score) 56点以上、TOEICスコア550点以上のいずれかを取得して単位認定の申請を行い、その申請が認められた場合

- 2 すでに「英語 II A (文献読解)」、「英語 II B (文献読解)」、「英語 II A (英会話)」又は「英語 II B (英会話)」 の単位を修得している場合であっても、前項に該当する場合は同様とする。
- 3 総合人文学科においては、実用フランス語技能検定、ドイツ語技能検定、及び、中国語検定、歴史学科においては、 実用フランス語技能検定、ドイツ語技能検定、中国語検定、及び、ハングル検定は、学則第24条の5第1項の規 定に基づき、これを本学における授業科目の履修とみなし、次の場合に、必要な指導を受けたうえで、外国語科 目第2類の当該外国語科目IBの単位を与えることができる。

実用フランス語技能検定3級、ドイツ語技能検定3級、中国語検定3級、及び、ハングル技能検定3級以上を取得して単位認定の申請を行い、その申請が認められた場合

4 すでに外国語科目第2類のいずれか一科目の単位を修得している場合において、当該言語とは異なる外国語に つき前項に該当する場合も同様とする。

(卒業見込み証明書の発行)

第19条 3年次末における卒業にかかわる修得単位数が、76単位以上の者については、卒業見込み証明書を発行する。 (専修・副専修)

第20条 各学科の専修について、以下のとおり定める。

英文学科 卒業要件を満たせば、所属分野の「専修」修了を認める。また、所属分野以外の特定分野の第2類 ~第4類選択科目を20単位以上履修した場合には当該分野の「副専修」修了を認める。

- 2 総合人文学科 専門教育科目第2類(思想・哲学分野)、第3類(文化・芸術分野)、第4類(宗教・神学分野) のいずれかの類で26単位以上を修得した者について、当該分野の「専修」修了を認める。
- 3 歴史学科 日本史、アジア史、ヨーロッパ史、考古学、民俗学各分野において、「総合演習」「論文演習」「専門講読」「実習」および「諸問題」の中から、同一分野の科目を合わせて16単位以上修得すれば、当該分野の「専修」修了を認める。

下記の「歴史学科専修修了該当科目一覧表」を参照のこと。

歷史学科専修修了該当科目一覧表

日本史分野	アジア史分野	ヨーロッパ史分野	考古学分野	民俗学分野
日本史総合演習I	アジア史総合演習I	ヨーロッパ史総合演習 I	考古学総合演習 I	民俗学総合演習 I
日本史総合演習Ⅱ	アジア史総合演習Ⅱ	ヨーロッパ史総合演習Ⅱ	考古学総合演習Ⅱ	民俗学総合演習Ⅱ
日本史論文演習I	アジア史論文演習 I	ヨーロッパ史論文演習 I	考古学論文演習 I	民俗学論文演習 I
日本史論文演習Ⅱ	アジア史論文演習Ⅱ	ヨーロッパ史論文演習Ⅱ	考古学論文演習Ⅱ	民俗学論文演習Ⅱ
日本史専門講読 I	アジア史専門講読 I	ヨーロッパ史専門講読 I	考古学実習 I	民俗学実習 I
日本史専門講読Ⅱ	アジア史専門講読Ⅱ	ヨーロッパ史専門講読Ⅱ	考古学実習Ⅱ	民俗学実習Ⅱ
日本史専門講読Ⅲ	アジア史専門講読Ⅲ	ヨーロッパ史専門講読Ⅲ	考古学実習Ⅲ	民俗学実習Ⅲ
日本史の諸問題Ⅰ	アジア史の諸問題I	ヨーロッパ史の諸問題 I	考古学の諸問題 I	民俗学の諸問題 I
日本史の諸問題Ⅱ	アジア史の諸問題Ⅱ	ヨーロッパ史の諸問題Ⅱ	考古学の諸問題Ⅱ	民俗学の諸問題Ⅱ
日本史の諸問題Ⅲ	アジア史の諸問題Ⅲ	ヨーロッパ史の諸問題Ⅲ	考古学の諸問題Ⅲ	民俗学の諸問題Ⅲ

(大学院科目の履修)

第21条 歴史学科の4学年次の学生は、別に定める要件を満たせば、大学院文学研究科ヨーロッパ文化史専攻及びアジア文化史専攻の講義科目(当該年度開講科目に限る)を履修することができる。ただし、学部の卒業単位としては認定されず、大学院文学研究科ヨーロッパ文化史専攻ないしアジア文化史専攻に進学した際に、前期課程修了に必要な単位として認定される。その詳細については、実施要項に定める。

(原級止者の履修)

- 第22条 文学部英文学科、総合人文学科、歴史学科の原級止者(以下、原級止者)は進級不足単位が32単位以下の者に限り、原年次未修得科目の他に、原級止の年次に限り次年次の学科目を履修することができる。ただし、原年次未修得科目を優先して履修しなければならない。
 - 2 原級止者が履修しうる次年次学科目の総単位数は、第11条に定める学年次履修登録単位制限44単位以内において、16単位を限度とする。
 - 3 第2項に定める16単位の次年次学科目は、第4条に定める進級要件には含まない。
 - 4 原級止者が履修できる次年次学科目は、必修科目及び選択必修科目、資格科目は含まない。
 - 5 原級止者が次年次の学科目を履修する場合は、学務係に届け出て許可を受けなければならない。

(細則の改廃)

第23条 本細則の改廃は、文学部教授会の議を経て、学長が行うものとする。

ただし、常務理事会に報告しなければならない。

附則

本細則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

- 1 本細則は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 平成17年度、平成18年度及び平成19年度の入学生については第5条の「別表第3」を「別表第2」に読み替える。

附則

- 1 本細則は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 前項の改正は、(原級止者の履修) 第23条について定める。

附則

- 1 本細則は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 第13条の2は2015 (平成27) 年度入学生から適用する。